令和８年第２回定例会（第３号）

令和８年６月２２日（月曜日）午前１０時００分開会

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　一般質問
日程第　３　承認第　４号　専決処分の承認を求めることについて
日程第　４　請願第　１号　再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの実効性強化を求める請願書
日程第　５　同意第　１号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第　６　同意第　２号　農業委員会委員の任命について
日程第　７　同意第　３号　農業委員会委員の任命について
日程第　８　同意第　４号　農業委員会委員の任命について
日程第　９　同意第　５号　農業委員会委員の任命について
日程第１０　同意第　６号　農業委員会委員の任命について
日程第１１　同意第　７号　農業委員会委員の任命について
日程第１２　同意第　８号　農業委員会委員の任命について
日程第１３　同意第　９号　農業委員会委員の任命について
日程第１４　同意第１０号　農業委員会委員の任命について
日程第１５　同意第１１号　農業委員会委員の任命について
日程第１６　同意第１２号　農業委員会委員の任命について
日程第１７　同意第１３号　農業委員会委員の任命について
日程第１８　同意第１４号　農業委員会委員の任命について
日程第１９　同意第１５号　農業委員会委員の任命について
日程第２０　議案第１５号　七飯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第２１　議案第２５号　七飯町学校給食費条例の制定について
日程第２２　議案第２６号　七飯町学校給食センター条例の一部改正について
日程第２３　議案第２７号　七飯町手数料条例の一部改正について
日程第２４　議案第２８号　七飯町公営企業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第２５　議案第２９号　久根別川橋架替工事請負契約の締結について
日程第２６　議案第３０号　峠下４号線改良舗装工事（令和７年度補正）請負契約の締結について
日程第２７　議案第３１号　大中山中学校空調設備設置機械設備工事請負契約の締結について
日程第２８　議案第３２号　大中山中学校空調設備設置電気設備工事請負契約の締結について
日程第２９　議案第３３号　財産の取得について
日程第３０　議案第３４号　財産の取得について
日程第３１　議案第３５号　財産の処分について
日程第３２　報告第　４号　令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算不認定の議決を踏まえた措置の報告について
日程第３３　報告第　５号　令和７年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について

日程第３４　報告第　６号　令和７年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第３５　報告第　７号　令和７年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書について
日程第３６　議案第３６号　令和８年度七飯町一般会計補正予算（第３号）
日程第３７　議案第３７号　令和８年度七飯町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第３８　議案第３８号　令和８年度七飯町下水道事業会計補正予算（第１号）

○出席議員（１４名）

議　長	１４番	木　下　　敏	副議長	１３番	川　村　主　税
	１番	澤　出　明　宏		２番	神　崎　和　枝
	３番	江　口　勝　幸		４番	タ　ケ　聡　美
	５番	川　上　弘　一		６番	楢　山　明　央
	７番	田　村　敏　郎		８番	稲　垣　明　美
	９番	中　川　友　規		１０番	平　松　俊　一
	１１番	上　野　武　彦		１２番	池　田　誠　悦

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町　　長	杉　原　　太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

統括監（行財政改革担当）兼財政課長	青　山　栄久雄	統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長	川　島　篤　実
総　務　課　長	中　村　雄　司	情報防災課長	村　上　宏　樹
政策推進課長	笠　原　泰　之	税　務　課　長	池　田　　晃
会　計　課　長	佐々木　宏　美	住　民　課　長	福　川　晃　也
環境生活課長	村　山　徳　収	福　祉　課　長	谷　口　真　樹
子育て支援課長	川　崎　惠　子	健康推進課長	竹　内　圭　介
商工労働観光課長	岩　上　　剛	農林水産課長	松　本　博　和
土　木　課　長	坂　田　純　一	上下水道課長	庭　田　昌　輝

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教　育　長	佰　楼　　司

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育監兼教育総務課長	磯　場　嘉　和	学校教育課長	柴　田　　憲
生涯教育課長	花　巻　　亘	スポーツ振興課長	髙　橋　雅　貴
学校給食センター長	福　永　崇　弘		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事　務　局　長	松　本　博　和

○本会議の書記

事　務　局　長　広　部　美　幸　　書　　記　山　本　翔　大
書　　記　伊　東　宏　樹

○会議規則第１１６条の規定により指名された会議録署名議員

５番　川　上　弘　一　　６番　楢　山　明　央

午前１０時００分　開議

開　議　宣　告

○議長（木下　敏）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和８年第２回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第１

会議録署名議員の指名

○議長（木下　敏）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

５番　川　上　弘　一　議員

６番　楢　山　明　央　議員

以上、２議員を指名いたします。

日程第２

一般質問

○議長（木下　敏）　日程第２　一般質問を行います。

６月１８日の田村敏郎議員の質問に対する答弁より入ります。

町長。

○町長（杉原　太）　議会日程の貴重な時間を費やしましたことに、心からおわび申し上げます。

この間、関係機関に確認をいたしましたので、答弁させていただきます。

北海道町村会法務支援室への確認結果について、御報告申し上げます。

このたびの副町長不在における行政運営の停滞への不安の声や条例違反の可能性といった例規等の解釈の議論につきましては、本来速やかに進めるべきであった副町長の選任が滞っていることに起因するものでございます。これまで副町長の欠員状態となっていること、そして、その職務や今後の見通しについて、議会や町民の皆様に対し十分な説明責任を果たしていなかったことにつきまして、深く反省し、心よりおわび申し上げます。

町としての本来の姿に一日も早く整えることこそが、私の果たすべき最大の責任であると痛感しております。事務の停滞を招かぬよう、行政運営を行うとともに、不安の解消と信頼回復に向け、副町長の速やかな選任に全力で取り組んでまいる所存でございます。

１８日の答弁の中で整合性が取れていない部分がありましたので、精査の上、議会に発言の取消しを提出いたします。議会をはじめ、関係各位の御理解と御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　その部分は分かりました。

それに関連して確認ですけれども、まず七飯町企業誘致専門委員設置要綱でいう、前にも申しましたように、町内企業の経営者に委嘱してやるというようなことで、この専門委員会、昨年は何回開催されたのか教えていただきたいのと同時に、七飯町の企業立地検討委員会、これも前に言いましたように、庁舎内の管理職による総合的な調整機関として位置づけられておりますので、この部分も昨年度何回開催されているのか、それも参考として教えていただきたいです。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　議員御質問の七飯町企業誘致専門委員会の開催状況についてお答えいたします。

まず、峠下流通関連団地の全区画の売却が完了しました後に、新たに御紹介できる大規模な土地の選定や確保ができておりませんで、有識者の皆様で構成される専門委員会というものを、昨年度においては実施に至ってはいなかった状況でございます。

委員会の開催に至らなかった主な要因としましては、町の主軸であった峠下流通関連団地の売却以降、次に企業様へ提供できる適地の情報を明確に捉えておらず、委員の皆様に具体的な協議や御審議いただく議題というものを適切に提示できていなかったということにございます。

今後は既存の遊休地、そして民間の土地活用も含めまして速やかに紹介可能な土地区画の調査・選定を進めるとともに、委員の皆様の知見を再び施策に反映できるよう、速やかに専門委員会の再開に向けた体制を整えてまいりたいと考えております。

また、内部委員で構成します企業立地検討委員会につきましては、昨年度１回開催している状況でございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　昨年、令和７年度の施政方針の中にも、函館地域経済牽引事業促進協議会における事業として、水資源など豊富な自然環境や交通利便性の高さなどの立地条件をアピールし、企業誘致をするというようなことで、今年度もそのような表現の中で展開していくのだと。そして、この間も言いましたように、大きい企業が七飯町から去っていくというようなことで、こういう状況の中で、昨年度も検討委員会が開催されていない。企業誘致専門委員会が開催されていないと同時に、ここから上がってこないと、いわゆる企業立地検討委員会が開催されないと。連動しているといえばそれまでの話なのですけれども、こういうものが規定されておいて、一度も開催されていないという、このことについて、町長はどのように開催されていないということを考えているのか、そこら辺、どういう見解をお持ちなのか、そこを教えてください。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　担当課長からも説明があったとおり、現在、町で所有している工業団地がないというような中で、既存の民地も含めて、そういう情報があれば、そこを誘致できるかどうかというような内部の検討はしてはおりますけれども、御指摘のあったような専門委員会をしていなかったということに関しましては、具体的に実際に誘致というか、七飯町に企業を立地したいというようなところが、昨年はなかなかなかったというような状況でございまして、現在は既存の既に七飯町で事業を行っている工場等の増設だとか、そういうようなお話はあるのですけれども、そういう部分に関しては、内部で企業立地条例の中に該当するかどうかというような検討はしてきておりまして、内部の委員会は行ってはいたのですが、外部の専門委員会を実施していなかったということにつきましては、もっとアンテナを高くして、企業誘致を進めていかなければならないというようなことでございますので、その部分については、情報の共有も含めて、今後きちんと開催していきたいと考えておりますので、昨年開催しなかったことに対しては反省しながら、次にはきちんと対応するように進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　この間も私は農業の発祥の地というようなことで、農業に関する研究施設といいますか、そういったようなものの誘致というような、そうすると、町長の答弁は多角的な企業誘致、こういったようなものを展開していく中で、やはり七飯町を豊かにしていくと言えばおかしいのですけれども、そういう方向に導きたいような、そういう話でありましたので、これについてやはりそういう委員会だとか、あるいはものに頼るのではなくて、町長自らセールスだというのは前々から言われている話ですけれども、町長のみならず、やはり管理職総出でどこかに行くついでに、その周辺の企業だとか、あるいはそういう研究施設だとか見ていく中での情報収集をしながら、逆に企業立地検討委員会のほうで、こういうあれがあるけれどもどうなのだろうというような、そういう話題をもみながら、少しでも多くの研究施設、あるいは企業というものを呼んでくるような、そういう考え方というのは、町長が言わんとしているのは分かるのですけれども、再度、総体的な考え方として、今後企業誘致をどういうふうな形で展開していくのか、そこら辺をもう一度お聞かせください。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　田村議員がおっしゃるとおり、やはりそういう情報といいますか、各管理職、職員も含めて、それぞれがつながっている部分もありますので、そういう部分ではアンテナを

高くして、そういうところに御相談があったものだとか、そういうものを含めて、町全体の企業誘致の情報として把握しながら、具体的になるものかどうか含めて、直接そういう企業さんとお話をしながら進めていきたいと思っておりますし、七飯町の地域資源は、今、農業に関するものも過去からの西洋式農法の発祥の地で、七飯町の農業経営者も大分技術も高いですし、また七飯町のこの土壌、そしてこの気候、そしてこの日照というか、日当たりがずっと時間もいいと、日照時間も長いというような部分を含めますと、農業に関する研究施設というものも本当に有効だというふうには考えております。そういうものも含めて、それを原点として、二次加工できる工場も含めて展開ができるものかというふうに考えておりますので、職員に指導をもしながら、職員からも情報をもらいながら、そして企業誘致の専門委員のほうとも情報共有をするような形で、今後、七飯町の魅力を発信して、企業誘致に努めてまいりたいと考えておりますので、思いは一緒というような形で、議員の皆様とともに企業誘致のほうも進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞまたよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　それでは次、三つ目の公営住宅の現状と対策についてということで、先般説明を受けました。端的に言いますと、今、公営住宅は、やり方というか、在り方というか、どう表現すればいいか分かりませんけれども、長寿命化の対象の公営住宅、それから老朽化して政策空家としての位置づけの公営住宅ということであるようですけれども、まず確認したいのは、今年、本町上台が長寿命化対策をやって、これは冬トピアだとか、本町上台をやると、全部公営住宅の長寿命化は終わるという考え方でいいのでしょうか。

それからもう一点確認は、桜団地、それから桜Ｂ団地、これもあわせて、桜団地だけ政策空家なのか。そして、説明ですと、老朽の給水管などの修繕を桜Ｂ団地でやりますよということ、ここら辺がちょっと理解できなかったのです。

それともう一つには、吉野山、大沼団地、鳴川高台、ここら辺はもう全部、長寿命化は終わっているのですね。そこら辺の確認、教えてください。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　ただいまの御質問に対してお答えします。

まず、本町上台団地については、今年最終年の長寿命化ということで終了します。また、今これから予算審議に入りますけれども、その長寿命化の中では、本町上台団地と桜Ｂ団地に関して、経年劣化というか給水管の布設替工事を昨年設計して、今回本工事をやると。それについて、桜Ｂ団地と本町上台団地については、長寿命化は完了になります。

そして、政策空家に関しては、まず桜Ａ団地について、令和４年から実施してきていますけれども、今年度については桜Ａ団地、残り８棟のうち４棟を解体していきたいと。そして、来年度について、予算のつき次第ですけれども、交付金を引っ張って解体して、最終的に町の考えとしては、新たな造成ということで民間を活用して、公売をかけていきたいと。

そして、吉野山団地につきましては、平成３０年に長寿命化を終わっていまして、今後、本町上台団地の最終年の今年が終わったら、次に進める長寿命化としては鳴川高台団地、５棟あるうちの３棟を今年設計かけまして、来年から１棟、２棟、３棟を順次長寿命化をかけて、外壁が主になりますけれども、あとは高齢者対策で改めて手すりを設置とか、そういうのはしていきたいと。その後に、期間が空きますけれども、鳴川高台団地の４棟、５棟の前に、大沼団地の長寿命化が入ってくるということで、本町上台団地が終わったら何もないとかではなくて、引き続き順次進めていく団地がありますので御理解願います。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　ちょっと聞き漏らした部分もありますけれども、まず１点目確認したいのは、施政方針にもありますけれども、桜団地、これをずっと読んでいきますと、それぞれの地域特

性を生かした土地利用を図っていく。政策空家で解体して空いた部分ですね。これは地域の特性を利用した土地利用というのは具体的にどういったようなものを今考えているのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　桜Ａ団地の政策空家、その後の活用ですけれども、まず町としては、下のほうの土地に新幹線関係の企業とかが張りついて今後見通せますので、そこについては民間を活用して、宅地造成を考えて進めていきたいと考えています。

また、本町上台団地についても政策空家がありますので、そこは解体が終わりましたので、今回測量をかけて、そこについても公売を後々考えております。

以上であります。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　飛び飛びになりますけれども、まず桜Ｂ団地、４棟に対して給水管の布設というのですか、何かそういう工事をしていくというのですけれども、これを見ますと、どこの４棟か私は分からないのですけれども、昭和５３年に建てた６戸とあるのですね、最初に建てたところ。これが建設して４８年たっているのです。それから、だんだんいきますけれども、これは４８年、昭和５４年では４７年、昭和５５年では４６年、昭和５６年では４５年、それぞれ建てた年数からいけば経過している。ここら辺の経過年数からいけば、そういう老朽化した部分をやるというのも分かるのですけれども、実際、今入っている人がいると思うのですけれども、前の話では、条例上ですよ、条例上５２０戸あって、そのうち４３８戸が入っていると。８４．２％の入居率というのですか、そういうような話があったと思うのですけれども、それから考えると、桜Ｂ団地の４８年から４５年経過したもの、こういったようなものが実際そういうものを取り替えてもつのかどうか。もっと積極的な改修みたいのがないのかどうか。

それから、本町上台、最終年次ということで長寿命化を言いましたけれども、昭和５１年に建ったところがあるのです。これが１２戸あって５０年たつのです。公営住宅の５０年、結構、私は厳しいのではないかと思うのです。昭和５２年で４９年ですから、昭和５７年で４４年、昭和５８年で４３年経過した公営住宅、それぞれ結構たっているのです。古くなったから長寿命化をかけるというのは分からないわけではないのですけれども、たち過ぎているのではないかなという気はするのです。

そういう意味からすると、もう少し早い段階でやるべきであって、もうこのぐらい古くなると逆に、別なところに建て替えたりなんなり、かかるかも分からないですけれども、かえってそのほうが効率がいいのではないのかな、そういうような考えもありますし、こういう建築年数がたったものに対して、今後どういったような考え方で対応していくのか。鳴川高台などは２３年ぐらいが一番古いところでしょうし、それから吉野山は５２年たっていますね。それから大沼団地などは３０年、２９年、２８年たっている。それぞれだんだん古くなってきている中で、長寿命化をかけるというのは効果あるかも分からないですけれども、ただ一方では、やはり国勢調査の速報値では確実に１０年前より１，１５４人減っているということなのです。そういうことを考えると、どんどん減って、公営住宅に入っている人も減っていく可能性は十分にあるのです。先ほど言ったように、今入居率が８４．２％。これからもっと、場所によってはもっと多くの空き家があるかも分からないですけれども、そういうことを考えれば今後、確かにいろいろな特性を生かしたものというのは分からないわけではないですけれども、既存の公営住宅の老朽化した対応策というのはあくまでも長寿命化でもって対応していくのか、そこら辺の考え方を教えてください。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　説明不足もありましたので、改めて答弁させていただきます。

まず、解体の４棟というのは桜Ａ団地になりま

す。Ｂではなくて桜Ａ団地で、全て桜Ａ団地については、８棟あるうち今年４棟、そして、来年４棟を解体して、桜Ａ団地の約１．５ヘクタール分については、民間の宅地造成を進めていきたいと考えております。

あと、給水管の布設替えというものについては、建物の中ではなくて、桜Ｂ団地と本町上台団地については敷地部分です。建物の中はもう終わっていますので、敷地の中の管がもうそれこそ議員おっしゃるとおり５０年近くたっている部分については、２年前から結構大きな修繕を単費で出している部分がありまして、町として昨年要望して交付金を引っ張って、今年、５０％補助金をもらって今年度実施する。

今後の長寿命化の考えですけれども、議員おっしゃるとおり人口は減っていきます。ただ、前回計画に基づいて、その部分を含めて政策空家については解体していくという考えがありますけれども、次の長寿命化を図る計画の見直しについては、中間年見直しもありますけれども、現状を踏まえながら、今後改めて政策空家をつくるとか、長寿命化の考えをどうしていくかというのは、その都度、中間見直しも含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　分かりました。

ただ、もう一点最後に聞いておきたいのですけれども、先ほど私が言ったように、条例上では５２０戸あるのですけれども、現在入っているのが４３８戸、８４．２％の入居率。これからだんだん人口が減っていくというような中で、本来入るべきお金が、入っている人が払わないではなくて、回収できないまま、どんどん増えていく可能性があるということなのです。そこら辺の対策というのは、どうやっていくのか。最終的には、話を聞くと、５２０戸あるところを４４４戸まで落としたいような話もされていましたので、今後まだ戸数を落としていかなければ、私はならないのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の考え方を教えてください。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　それでは、改めて質問に対して答弁します。

まず空き家の部分については、地域性からいきますと、やはり吉野山団地の入居率はかなり、出ていったら、退居したらその後入るかといったらなかなか入らない。そして、昨年から町のほうでやっているのは目的外使用で、地域の酪農家さんが研修生で入れている外国人とかは目的外使用で、国・道と協議した中で１棟やって入れておりまして、その中では、町としては、その研修生だけではなくて、移住定住の部分についても、所得要件はありますけれども、一定期間入れるような形の計画としては、吉野山については変えておりますので、ただ大沼団地については長寿命化を図っていくという部分がありますので、目的外使用ということは、現在のところは考えておりません。

以上であります。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　目的外使用というのは、全町に広げていくということは考えられないのでしょうか。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　今のところは、大沼地区以外のところは、今入っていないとしたら冬トピア、あそこはエレベーターがないので、なかなか３階の部分に歩いていけないとか、そういう方で冬トピアについても、空き家がちょっと出てきている部分はありますけれども、その部分については、吉野山に限定しないで、今後の対策としては、町全体のことは考えていくべきだと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　今後、だんだんそういう空き家が増えてくるという話であれば、せっかくあるものがそのまま使われないという状況になりますので、入居のＰＲといいますか、そういったようなものは町としてはどういったような方策を取

るのか、そこを教えてください。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　今後の入居のＰＲですけれども、町としては随時年３回、空き家については募集をかけております。ただ、それ以外の議員がおっしゃる新たなＰＲというものについては、現実にしておりませんので、その部分を含めて、空き家の募集以外についてもＰＲを何らかの形で図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　先ほど言っているように、空き家について抜本的な対策を打っていかないと、なかなか本来入るべき住宅料が入ってこないということになるのです。そういうことを考えれば、もう少し積極的に何らかの形を取れそうな、私は気がするのですけれども、そこら辺、最終的にどうなのでしょうか。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　今、議員おっしゃるとおり、新たな空き家の対策については、議員おっしゃることはごもっともだと思いますので、町として担当も含めて、空き家対策については、公住の空き家対策を今後どうしていくかということも含めて、引き続き検討しながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　通告順に発言を許します。

神﨑和枝議員。

○２番（神﨑和枝）　通告に従いまして、質問させていただきます。

人材育成・確保基本方針策定指針についてでございます。

行政を取り巻く環境は、少子高齢化をはじめ人口減少や住民ニーズの多様化、自然災害、感染症対策、ＤＸの推進等々、新たな課題が加わり大きく変化し、職員一人一人の業務量が増加傾向であります。

激動する社会の背景を踏まえた持続可能な行政サービスを維持するために、限られた人材の中で、人材育成と確保が行政の重要課題であると捉えています。

国は、令和５年１２月に人材育成・確保基本方針策定指針を全面改正し、従来の育成のみならず、人材の確保や職場環境の整備を一体的に進めるよう求めております。

そこで、本町における職員の人材育成・確保基本方針はどのようになっているのか。

また、特に複雑化する行政課題に対応するためのデジタル人材の育成、基礎スキルの底上げや職員の意欲を高めるための職場環境の整備について、具体的な見解を求めます。

○議長（木下　敏）　総務課長。

○総務課長（中村雄司）　答弁させていただきます。

初めに、七飯町の方針についてですが、国の指針改正や少子高齢化の進展、人口減少、大規模災害、感染症などの新たなリスクの顕在化、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）への対応など、行政を取り巻く環境の変化に対応するため、七飯町人材育成・確保基本方針として進めております。

基本方針におきまして、目指すべき職員像を四つ示し、一つ目は全体の奉仕者であることを認識し、公正・中立の立場で真摯な行動ができる職員、二つは時代の変化や新たな課題、地域発展に積極的に取り組む職員、三つ目は多様な価値観や考え方があることを意識し、理解を深める姿勢を持つ職員、四つ目は自己の役割や責任を理解し、専門的スキルと知識を持って業務に取り組む職員です。こうした職員像の実現を目指し、町民福祉の増進に努めているところでございます。

基本方針には、国が示すように、これまでの職員研修などの人材育成に加えて、人材確保と職場環境の整備について定めるほか、時代に即した対応といたしまして、デジタル人材の育成・確保とデジタル技術の活用について努めていくこととしております。

御質問のデジタル人材の育成と基礎スキルの底上げにつきましては、複雑化する行政課題を解決するため、情報管理の部署にとどまらない全庁的

なデジタル化を推進しており、このうち基礎スキルの底上げに関しては、全職員の基本的な知識習得が不可欠ではございますが、まずは若手職員に実務スキルを均一的に習得できるよう研修を強化しております。その取組の一環といたしまして、習得したスキルを生かし、各担当課が自らＳＮＳ等を活用して積極的な情報発信に努めているところでございます。

また、意欲を高める職場環境の整備につきましては、職員が健康で高い意欲を持って能力を発揮できるよう、健康は全ての基盤という認識の下、心身ともに健康に働ける職場づくりに努め、町民の皆様に満足いただけるよう、よりよい行政サービスの提供に努めてまいります。

以上です。

○議長（木下　敏）　神﨑和枝議員。

○２番（神﨑和枝）　再質問をいたします。

答弁をいただきましたが、私の質問は大きくは人材育成・確保基本方針ではありますが、その中に人材の育成、基本方針、確保、職員の意欲向上、職場環境の整備、デジタル人材の育成を尋ねております。

今、答弁いただきまして、方針はあるというようなことですが、私もいろいろ探したりしたのですけれども、なかなか目に入らなかったのですけれども、状態として方針の形でやっているのかどうなのかなと、形骸化、活用されているのかどうなのかというところが、ちょっと私の範囲では思っておりますので、急激な社会情勢や住民ニーズの多様化に対応しているよということですけれど、もう一度そのあたりを御答弁お願いします。

○議長（木下　敏）　総務課長。

○総務課長（中村雄司）　人材育成・確保基本方針は令和６年１０月に策定してございますが、この前身といたしましては、平成１３年ですけれども、経緯といたしまして、平成１２年の地方分権一括法等がございまして、町の独自性だとか、そういったものを伸ばすという意味合いから、人材育成基本方針が平成１３年に策定されてございます。

その間、国のほうも指針等の改正等がございませんで、令和５年の際に改正されたといったところです。その際に、今後人口減少に対応する組織づくりといたしまして、ＤＸの推進だとか、そういったことが追加されてきたといった部分と、またちょっと話が前後いたしますが、育成だけではなくて人材の確保といった部分でも、地方自治体では考えていかなければならない時代に入ってきたといったところで、七飯町といたしましては、もとの平成１３年の人材育成基本方針を、若干国の指針に沿った形で見直しをして、策定している経過でございます。

今後、実際のところ、七飯町でＤＸというのは、まだまだ進み足りないという部分がございますが、北海道や他の自治体も参考にいたしながら少しずつ進めていったというところで、現在、一歩ずつでも進めさせていただきたいと思っているところでございます。

なお、なかなか目につかないといったところでございますが、七飯町の内部のイントラ等にも載せてはいるのですが、ただ内部規定のところがございまして、十分周知をされていないといったところでございます。ただ、役場の職員の中では、これをできるだけ広げて、意識を共有して努めていきたいと思ってございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　神﨑和枝議員。

○２番（神﨑和枝）　内部規定というような形で共有されているということですけれども、皆さん意識をしてそのような形で人材育成しているか、具体がちょっと出てきていないような、そういうところが見えにくい状態であります。

人材育成は組織の未来を大きくつくっていく仕組みというか大事な部分ですので、よく人材育成侮るなかれというような言葉もありますし、組織の礎は人にありということで、やはり人材育成というのは大切だということで、だから、人材育成の基本方針に合致した共有やら、意識を高めながら常に人材育成していくのだという職員が、管理職がそういう思いでいなければ、柱が揺らいでいるというような、本当にそうなると、持続可能な成長や組織力がなかなか高まっていかないというようなことも言われています。

今、特に時期的に６月過ぎて、新人職員は大好

きな七飯町のためにという志を高く掲げて頑張っていて、職に就いていると思いますが、そういう中で緊張感があったりとか、いつも新人さんが窓口に立つものですから、そういうことで、様々、窓口にいろいろな方がいらっしゃいますので、クレーマーというか、そういうようなことで、本当に心を病んでしまうこともあるでしょうし、いろいろな緊張感の中でいますので、常に高いモチベーションを続けて毎日仕事をするというのは大変なことであります。新人ばかりでなく、職員もそうだと思います。いけいけどんどんの方はいいのですけれども、ちょっと何か言われたり何かすると落ち込むというような、そういうときにやはりすぐ気づいて、激励や励ましというか、お話を聞いてあげるという、今はそういうことが大事なのです。そういう中で、メンター制度とか、相談体制をコンスタントに組み込んでいくなど、職場の環境の整備なども、そういった部分では、組み入れているのか、人材育成の中で、そういうものもあるのかどうなのかということをお尋ねいたします。

○議長（木下　敏）　総務課長。

○総務課長（中村雄司）　お答えさせていただきます。

新しい職員に限らず、一定程度経験がある職員もそうなのですが、現在様々な業務を行う上で、やはり様々な課題というのが現場で発生いたします。常日頃職員は自己研さん、職員研修も当然受けておりますが、そこの部分であらかじめ一定程度の準備は備えておりますけれども、なかなか不安を解消できないような職員も実際にはいるところでございます。そういった部分で、例えば一つの例といたしましては、人事評価の中で管理職が職員と面談し、常日頃情報を共有しつつ課題を解決するような取組をしてございますが、実際にはそれだけでは足りないといった部分もございます。ワン・オン・ワンでミーティングをするだとかというのは基本でございますが、それ以外の例えばですが、隣の課の先輩だとかも相談できるような環境というのがやはり大事なのかなと思ってございますし、今まで先輩などから学ぶことが多い部分も結構ございます。そういった意味では、役場の上下関係だけではなくて、横のつながりだとかという部分も強化してございます。一つの例とすれば、業務以外ではございますが、例えば役場の野球部だとか、そういったところで横のつながりを持つだとか、そういったことも進めてございますし、研修だけではなくて、常日頃からの関係性の中で進めていければと思ってございます。

また、職員が何か悩んだときというのは、職員の人事を所管してございます人事係のほうでも相談を受けさせていただいてございますので、できるだけ声を聞けるような環境整備に努めてまいりたいと思ってございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　神﨑和枝議員。

○２番（神﨑和枝）　いろいろと工夫をされてやっているということで、それはお願いしたいなと思います。

近頃、この程度のことは言わなくても分かるだろう、そんなこと常識だろうというような感覚、そういうふうに思い込んでいたら大変なことが起きるわけです。考えられないことが往々にしてある時代でございます。何が今常識で非常識が何なのかというような時代でございます。多様な価値観を理解しながら判断していかなければならない難しい時代です。年を重ねると、本当にそういう感じで、変化に対応していかなければならないという思いでいますので、今はやはりその変化に対応できる人材が求められている時代でもあります。

人材育成の分野で職員派遣とかは早くから、答弁の中で派遣のことは出ていませんでしたけれども、うちは早くから職員派遣をやられているわけですけれども、北海道に行ったり、渡島支庁や国内姉妹提携ということで、その取組の効果の検証はされているのかどうなのか。学ぶべきところ、よいところ、そういうところを全庁で共有されているのか。また、その中で何か見直し、ずっとやっているからずっとやらなければいけないとかということではなくて、どういったことをやっていったらいいのかという見直しをされているのか。そういうサイクルというか、そういうものを確立されているのかどうなのか、ここの部分もお

尋ねします。

○議長（木下　敏）　総務課長。

○総務課長（中村雄司）　それでは、人材確保の部分での御質問についてお答えさせていただきます。

まず１点目、私のほうで回答いたしませんでしたが、職員の確保の部分、また職員の研修といった部分で、北海道への相互交流だとかそういった部分はいっとき中止してございましたが、杉原体制になってから復帰して進めてございまして、現在も渡島総合振興局に派遣といいますか、相互交流として、職員として行ってございますし、北海道からも職員が来ていただいてございます。来ていただいている職員につきましては、やはり北海道職員から学ぶことは大変大きいものですから、関係する職員に対しましては、大変参考とさせていただいているといった状況という評価でございます。

あと、昨今の職員の確保の部分で申し上げますと、例えば新採用職員の募集状況などもなかなか厳しいような状況もございますので、地元の高校にインターンシップということでお願いして、先週ですか、議場のほうにも来ていたような状況もございます。そういった今までの募集だけではなくて、違う形でも広げてできるだけやっていきたいと思ってございます。

あと、これらの評価についてでございますが、やはりそのままやるということではなくて、新しいものはぜひ取り入れて進めていくべきと思ってございますので、例えば先ほどちょっと例で言いましたが、ＳＮＳの研修なども、例えばＡＩを使うような取組も含めながら研修をしているところでございますので、これまでどおりそのままやるということではなくて、できるだけいいものを取り入れながら進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　神﨑和枝議員。

○２番（神﨑和枝）　どうなのですか。検証して、よいところは全庁に、こういうふうにあそこはやって、これはいいことだよとかという、そういう共有はどうなのですか、成果として。本人だけが成長するのではなくて、効果というか、お願いします。

○議長（木下　敏）　総務課長。

○総務課長（中村雄司）　一つの例で、先ほどＳＮＳとかＡＩだとかと話をいたしましたが、ＳＮＳの研修を、去年ですか、商工会さんが主催された研修のほうに職員が行きまして、それは大変参考になったということで、今年はそれをＡＩを含めて拡大して、それを一職員が広げて、役場職員の若手に研修するようなこともやってございますので、できるだけそういったいい事例というのは、内部でも広げていきたいと思ってございますので、そういった広がりを持っていきたいと思ってございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　神﨑和枝議員。

○２番（神﨑和枝）　ありがとうございます。

あと、うちは国外の国際交流もされているということで、ホストファミリーとかで、いろいろ宿泊、食事、移動、ホームステイの中で手配など手厚くされて、お帰りの際には、お別れのときには、共に惜しむというか、お別れを惜しんで、本当にそういう方が一生懸命やってくれているということに対しては感謝しているところですし、また、それを組み立てていろいろ情報やら何やらやっていただいている方は本当に大変だと思うのですけれども、本当にそういうボランティアの方には大変お世話になっています。

共に身近に外国人と触れ合うことによって、地域の国際化、グローバルな人材育成をしていただいて、大いにここは成果を収めているのではないかと、高く評価をしているところです。

あと、新年度からＤＸということで、これが外部業務委託ということで予定されているようで、町長の施政方針でも示されています、デジタルトランスフォーメーション、トップがやはり今年はやっていくと指揮を取られたわけですので、皆さん万全にされているかと思いますが、老婆心ながら何点か確認させていただきたいと思います。

心配なのは、専門的な知識、技術ということで、機械的なセキュリティー対策などは安心感があるわけですが、公共団体、役場の業務に関わることや地域性や地域課題への対応、組織内の人材

育成や知識の継承への影響についても、十分に検討する必要があるのではないかというような感じでいます。その部分は、どのような考え方とか、仕様になっているのか。

また、やみくもに何でもデジタル化で業務をそのまま電子化するだけに、ここはなりやすいことにならないかということも心配ですし、また、委託先の依存度が年々高まり、予算が上がると内容が次から次にプラスになっていって把握しにくい、費用負担が増大し続けると。そしてまた、職員の自主性が低下しないかという懸念もしているところです。

ですから、システム化、仕組みの構造をしっかりと各課で、いろいろな技術者もいますし、事務方もいますし、いろいろなところで、これはデジタル化するぞというような、そういうようなことで重要だと思うのです。そのあたりもどのようにして行われていくのかということと、あと、誰が御答弁していただけるのか分かりませんが、まずは恐らく全庁で研修をされていくのではないかなということですが、その中にＤＸの課ができるのか、係ができるのか、その中でリーダーがどうなのかという部分もありますけれども、一定数以上しっかりとリーダーをつくっていかなければ、着実に成長して、この職員は楽しみだなと思っていると、もっとやりがいのある仕事とか職場に転職してしまうというような、そうなるとまた混乱を招きかねないなということで、これはなきにしもあらずかなと。それはやはりやりがいのある職場、人材を本当に頼ってというか、その人材がしっかりと能力を最大限に発揮できる組織を目指していくというか、職員の主体的な発想というか、そういうものをやはり尊重しながら、ここは議会も尊重していかなければならないときもあるのかなと思うわけでございますが、そういった環境整備をしていかなければならないのではないかなというような、ちょっと今デジタル化に関して三つ、四つ、五つですか、新しくやられることですし、老婆心ながらちょっと心配する点もありますので、やってしまってから、またこうだったなということで、また議会が紛糾しないためにも、しっかりその辺はどのようにされているのかなということでお尋ねいたします。

○議長（木下　敏）　総務課長。

○総務課長（中村雄司）　幾つかございまして、お答えが全て出るかどうか分かりませんけれども、その部分につきましては、もう一度、大変申し訳ありませんが質問をしていただければと思います。

まず、交流事業の関係で、コンコード町だとか三木町だとか、そういった部分での交流によって、様々な部分でいい影響といいますか、大変お世話になっている部分で、例えば外国語の関係で申し上げますと、やはり町民との交流の中で違う文化と触れ合うといった部分では、町の職員だけではなくて、例えばホームステイなども町民の方々の御協力あっての成果だと思ってございますので、そういった部分は、費用もかかるようなこともございますので、一概に拡大しますよとかはできませんが、できるだけ継続して進めていくものだと思ってございます。

ＤＸの人材の関係でございますけれども、人材育成の基本方針の国の指針の中でもデジタル人材の育成・確保ということは書いてございまして、高度の専門人材という部分とＤＸ推進リーダー、そして一般行政職ごとに想定される人材というものを強化するところがございます。

想定している一般行政職でいえば多くの職員になりますが、ＤＸの推進リーダーというか、それを進めていく部分については、町の立てつけといたしましては、各担当課のほうでそれぞれＤＸを進めましょうねというふうな立てつけになってございます。ただ、高度の専門人材といいますと、なかなかそこというのは、どこの自治体もそうなのですが、役場単体ではなかなかその人材を確保するというところが難しい、専門性が高くてといったところでございます。そこで、神﨑議員がおっしゃっていたのが、職員の自発的なもの、主体的なものという部分については、できるだけ興味のある方というのがなかなか把握しにくいのですが、そういった方を、興味のある方をできるだけその業務につけられるようにできればいいのですが、なかなか把握が難しいというところもございますので、そういった部分を視野に入れなが

ら、進めていければと思ってございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　神﨑和枝議員。

○２番（神﨑和枝）　そういう仕様というか仕組み、システムを機械に読み込ませて、それでデータを組み込むとか、そういう仕組み的なものというのはしっかりと各課で押さえてやるようになっているのかどうなのか、その辺り。やみくもに何でもデータ化すればいいみたいなものでなくて、やはりしっかりこれから必要なものに対する、そういうようなところまでは考えているのかどうなのか。

○議長（木下　敏）　総務課長。

○総務課長（中村雄司）　その仕組みといったところでの言葉として、制度というかプログラムだとかという話、いろいろ仕組みの言葉があるのですが、プログラムだとかそういった部分というのは、担当課のほうでは全然対処ができませんので、やはり専門、うちの部門でいうと情報防災課とかと相談しながらシステム構築等をしてございますし、仕組みとしての部分でいうと、それぞれの部門の省庁等の考え方もございますので、それらを把握しながら、できるだけ今までの業務にとらわれないような形での仕組みといいますか、何が一番効率がいいだとか、そういった部分を考えていく必要がございますが、具体的にこれはこうしなさいといった部分は、総務課のほうでは設定してございませんので、それぞれの部門において何がベストなのかということを考えて進めるといったところでございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　神﨑和枝議員。

○２番（神﨑和枝）　人材育成基本方針は、令和６年に設定を随時してあるということですが、やはり人材戦略の人材育成は羅針盤というように大事なところでございますので、しっかりとこの辺りは、やはり人材育成というのは組織の生存戦略という大事な部分ですので、形式的なそういうもので終わるのではなくて、常に見直しもかけていかなければならないのではないかなと思います。

何かトラブルがあると、個人的なトラブルだったはずなのに、結局そこの何か出てくると、庁全体、町長の責任というような、必然的にそういうようなことになりますので、そこはしっかりとやっていただきたいなというように思うところでございます。

人材育成を後回しにしたり、軽く考えていたら本当に大変なことになるということで、やはりそこの中心線はしっかりと常にやっていかなければならないということで、やはり制度的なことや技術的な住民ニーズの変化にきちんとやっていかなければ追いついていけない、住民サービスに追いついていけないという、機能不全に陥ることになりますし、またしっかりと育成を戦略として扱う組織は、やはり変化も吸収しやすいというようなこともあります。

総務省の新時代の育成の成功事例では、成果として、各自治体では年間１，０００時間以上の業務の削減をされているというようなことも結果で出ていますし、若手の離職率も低下して、またＤＸが現場発で広がる組織に変化しているとも報告されております。

今年度七飯町では第６次総合計画も、総合開発振興計画審議会委員の皆様にも御尽力をいただきまして、３月に改定されておりますので、町の将来像を実現するためにも、併せてしっかりと人材育成を本当に形骸化でなく、しっかりと形を取って共有されていくことが大事であると思っております。

ある地域ではトップがやはり人材育成を核に出しまして、大切なのだと、人材育成に最大の投資という旗を掲げて推進していくことによって、若手職員の応募が増加し、企画力の高い職員が育って、まちのブランド力が向上し、移住者も増加しているという北海道のあるまちでございますが、大きい成果を上げております。どこも生き残りをかけて必死です。

我が町も財政運営健全化に尽力する職員、また、効率的な行政運営にかじを切る職員等と頑張る町職員がたくさんいるわけです。ありがたいことです。我が町は人材豊富だと思います。有能な職員がたくさんいるということで、さらに磨きをかけて、町の課題解決に必要な人材を計画的に育成して、職員の潜在能力を発揮して、職員が生き

がいややりがいを持って働くことができるように、しっかりと職場の環境の整備と働きやすいよう向上を図っていくことが、ひいては住民サービス向上と多様な住民ニーズの対応につながるということで、本当にしっかりやっていくことで持続可能な自治体運営の実現を目指して、しっかりとあるのであれば、それを皆さんで共有しながら進めていっていただきたいと思いますので、町長、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（木下　敏）　暫時休憩いたします。

１１時１５分に再開します。

午前１１時０５分　休憩

午前１１時１３分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

神﨑和枝議員に対する答弁より入ります。

町長。

○町長（杉原　太）　ただいまの御質問につきましては、やはり七飯町の人材育成・確保基本方針という意味では非常に重要なものだというふうに私ども考えております。

また、御質問にあったように、七飯町のこれまでの取組という中で、これまで道への相互交流だとかということもしておりますが、私も経験者でございまして、若い頃に、当時、渡島支庁でございましたが、渡島支庁の市町村係というところに１年間研修をさせていただいたことがあります。そのときに、この地域の中ではございますが、渡島管内の各市町村の行財政の状況だとか、また、そこにいる道職員の皆さんと友好交流もさせていただいて、この地域とはいえ、将来的には転勤族の方々が本庁に行ったり、いろいろなところを歩いて、最終的には人脈も若い頃からできるというような、非常に有効だなということもありまして、今回、渡島総合振興局に２人目になりますけれども、職員が相互交流という形で行っておりまして、１人目につきましては、今、２年間の期間が終わって戻られたと。戻ってきて、今、職場の中で、そのことを各職員にも伝えながら、そういう経験を生かして仕事をしていただいているということでもありますし、また、相互交流の中で、逆にこちらから職員を交流派遣している反対に、こちらのほうに道職員の方も来ていただいて、今回、戻られた職員もおりますけれども、ＳＮＳの情報発信だとか、定住移住に大変御協力もしていただいて、やはりもともと七飯町にいない目線で、外から目線で、そういうものを発信していただいたというような、お互いにかなりの効果があったのかなと思っておりますし、そういうようなことを若い時代から積み重ねていって、職員のスキルアップにつなげていきたいと思っておりますし、これからも、そういう相互交流事業は継続していきたいと思っております。

それから、国際交流の部分では、今年も４月にコンコード町から高校生がいらっしゃいましたけれども、通常、小中学校、高校含めて、地元でＡＬＴの先生に英語を教えてもらって、実際には国際社会ということで英語の勉強もしているのですけれども、実際に現地からいらっしゃってくれた高校生と同年代、あるいは幼い子どもを含めてホストファミリーで受け入れていただきながら、そこの家庭で、そういうふうにして交流をしていただくことによって、非常に生きた英語も学べますし、文化についても、日本はアジアで東洋ですけれども、西洋の文化というものもそこでまた交流になって、そういう出会いと経験というものは、将来の人材育成に結びつくものかなというふうにも思っておりますし、地域を挙げてといいますか、御協力していただいているホストファミリーの皆さん、それから各小中学校、高校も含めて、皆さんが非常によく受け入れてくれているということは、七飯町の財産だなと思っております。

それから、今回の人材育成・確保基本方針の中では、まず１点目には人材育成、そして２点目には人材の確保、３点目には職場環境の整備ということで、この３条件はやはりきちんとしていかなければならないと思っておりますし、それに加えて、今のデジタル人材の育成・確保というのは、本当に将来に向けて重要なものだと思っております。

振り返りますと、例えば税金の収納、納める部分を含めましても、以前は神﨑議員も銀行の窓口

でということもあったと思うのですけれども、だんだんコンビニ納付になったり、それからコンビニ納付からまた進んで電子決済とか、バーコード決済ができるようにもなったというような形の中で、町行政のほうの事務処理も大分デジタル化が進んできているというようなことでもありますし、また、今、マイナンバーカードの普及というような部分では、税金の関係、医療費の関係、それから住民登録の関係、そういうものが網羅されてきていて、そういうふうに時代がデジタル化で進んできているという中では、職員もその扱いにやはりふだんから慣れ親しんでいかなければならないという意味では、このデジタル人材の育成、研修も含めて、ふだんの業務での活用も含めて、またアイデアを出していただきながら、目指す方向は住民の皆さんが煩わしさがなく簡単に行政の手続ができるとか、そういうような住民サービスの簡素化というか、そういう向上にあると思っておりますし、そのためには役場職員のスキルアップ、人材育成が非常に重要だと思っております。

しかしながら、このデジタル人材の育成に関しては、様々な取り組んでいく上での難しさというのもありますけれども、今、国のほうも、システムの共通化というようなことで、全国一斉的なものに切り替わってきているというような中で、七飯町としても住民の方々に手続が優しい窓口応対も含めて、職員が信頼され、相談相手となれるような人材の育成を目指していきたいと思っておりますし、確保として、途中で転職されないようにきちんと役場内の適正な人事異動だとか、そういうような職場環境の改善も含めながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、人材育成・確保基本方針を見直しながら、将来に向けてきちんとした体制を取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　通告順に発言を許します。

楢山明央議員。

○６番（楢山明央）　通告に従いまして、１問質問させていただきます。

人口減少社会における町民文化系施設の在り方について。

七飯町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計モデルでの推計によると、２０７０年に１万３，１６９人まで減少するという厳しい予測がある中、第６次七飯町総合計画において、本町が目指す人口目標として１万６，２６３人を掲げています。この目標に少しでも近づけ、町の活力を維持していくためには、公共施設、とりわけ住民の皆様に最も身近な町民文化系施設が、単なる古い建物ではなく、人が自然と集まる、地域に愛される魅力ある拠点でなければならないと考えます。

令和８年３月改訂の七飯町公共施設等総合管理計画では、令和２７年度末までに延べ床面積１０％削減という目標が掲げられました。現在、対象となる町民文化系施設は２５施設ありますが、その中には建築から４０年以上が経過している古い施設も多く含まれています。

これらを踏まえ、以下の４点について伺います。

１、機械的な削減に対する認識について。

２０４５年度末までの１０％削減という目標に対し、町はただ利用頻度が低いから、古いからという理由で、施設を三つ、四つ機械的に廃止すればよいと考えているのか、町の基本的な認識は。

２、プラスの統廃合・多機能化への取組について。

単なる面積削減や廃止に終始するのではなく、複数の施設を統合することで、より魅力的な拠点に生まれ変わるという、地域の未来に向けたプラスの統廃合・多機能化を積極的に進める考えはあるか。

３、未来に残す拠点施設への防災機能集中について。

これら町民文化系施設の多くは、災害時の指定避難所等として重要な役割を担っています。今後、統廃合を進めていくプロセスにおいて、未来に残すと決めた拠点施設に対して、優先的・集中的に耐震化や防災機能の強化を図るべきと考えますが、その見解は。

４、町長・教育長が描く町民文化系施設の未来像について。

人口減少という大きな時代の転換期において、

町長、そして教育長は、これからの町民文化系施設にどのような未来を描き、次世代に引き継ごうとしているのか。

以上になります。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　それでは、公共施設総合管理計画に関連する１点目から３点目について、相対的な観点から私のほうから答弁いたします。

御質問の１点目、機械的な削減に対する認識についてですが、人口減少や財政難などを背景に、利用実態や町内会などの地域ニーズを十分検証せず、一律の基準や数値目標だけで公共施設の数や規模を削るような機械的な削減手法は考えてございません。

基本的には、各施設を所管する担当課の考えや課題を整理し、施設用途廃止後の他用途への転用、貸付け、売却、除却を含めた検討も行った上で、利用する町内会など利用者の意見も参考に地域の合意形成を図りながら、総合的に判断します。

次に２点目、プラスの統廃合・多機能化への取組についてになりますが、公共施設については、単に面積を削減したり廃止したりすることを目的とするのではなく、古い施設をばらばらに維持するより、施設を統合して多機能な複合拠点へと再編することで、世代を超えた地域のにぎわいや新たな活動を生み出す公共施設として、プラスの統廃合・多機能化の再編は、町としても必要であると認識しております。

次に３点目、未来に残す拠点施設への防災機能集中についてです。町民文化系施設が平常時の文化交流拠点であると同時に、災害時には指定避難所などとして重要な役割を担っていることは十分認識しているところです。

今後、町全体の公共施設の統廃合を進める過程においては、将来にわたり維持する拠点施設を明確にし、必要に応じて、その施設の施設改修や防災機能の強化を優先的に進める考えでありますので御理解願います。

以上です。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　議員の御指摘のとおり、人口減少が進み、将来的に全ての施設をこれまでどおり維持していくことができなくなることは、七飯町公共施設等総合管理計画にも記載のとおりです。

そして、施設の廃止や統廃合についての基本的な考え方は、担当課長からも御説明申し上げたとおりですが、七飯町の未来に向けて人口減少の流れを少しでも緩やかにしていく努力を積み重ねるのは当然のことでございますが、町民文化系施設は、町民の皆様が日常的に使用されている居場所であり、地域交流や文化活動等の生きがいを得るために必要な拠点施設でありますので、利用者や地域事情等を十分に勘案した上で、町の身の丈に合った暮らしやすさを享受し続けることができるように、今のうちから計画的に施設の改修や整備をしていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　楢山明央議員。

○６番（楢山明央）　１問目から順番に再質問をさせていただきます。

一つ目に関して、機械的な削減に対する認識に対して、地域のニーズや意見を参考に総合的に判断するという答弁をいただきました。ここでいう地域、利用者をどう捉えるかというのがすごく重要になってくると私は感じています。

質問の内容としましては、もともと私が１０年前の広報を見ていて、予算が決定した後に住民１人当たりに係る負担額というものを指標として町は出していました。私はそれが予算を把握する上で、ここにどれだけのお金が費やされているかというのを一町民がすごく分かりやすく思っていたと感じていました。

具体的に私が言う地域のニーズを把握するという上で、現在町民文化系施設を利用している方の割合に注目していきたいと思っていまして、ほかの市町村のデータを見たときに、町民文化系施設を利用している人は、ある自治体のデータでは２０％、人口に対して２０％の方しか利用していない。残りの８割の方は利用したことがない、また

は関心がないというデータがありました。私はその数字を見て少しはっとされまして、あとは、利用している方の年齢別を見たときも、圧倒的に年配層の方が多かった。ですので、これから４５年後の人口減を見据えたときに、もしかしたら世代交代を重ねて、町民文化系施設を利用する人というのはほとんどいなくなってしまうのではないかという不安をすごく覚えました。

そこで注目すべき点なのですけれども、再質問に当たりますが、私は、ふだん利用していない方、関心のない方、その８割の方に対してどういったアプローチをしていけばいいのか、それが今後の町民文化系施設を考える上でとても大事になるのではないかと思っています。先ほど話しました、一つ目の取組としては、町民文化系施設を維持していくため、または統廃合していったとき、または再建したときに、町民１人当たりどれくらいの負担がかかるか、また変化していくかというものを見える化していってはどうか。そういう検討はできないかという部分を伺います。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　ただいまの御質問についてですけれども、１人当たりの財政負担の支消ですが、それについては毎年、町のほうも決算時期に広報で流しておりますけれども、今の御質問については、町民文化系施設に対しての支消については、今の質問に対して即答はできませんけれども、その辺については、ほかの市町が出しているという部分であれば、七飯町としても出せないことはないと思いますので、それについては、改めて時間をいただいて、公表できる時期が来ましたら、一度議員の皆様に説明した中で進めていけるかどうか、検討していきたいと思います。

以上であります。

○議長（木下　敏）　行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄）　町民１人当たりの負担額というか、見える化した予算を出す考えはないかということで、それは町民文化系施設に限ったことではなくて、現在は掲載を止めて、していなかったかと思うのですけれども、目的別経費として、あらゆる予算を現在住んでいる人口で割ると、簡単に例えば１人当たりの負担額が求められます。ですので、町民文化系施設となりますと、今、大体の予算については事業予算を組んでおりますので、例えば文化センター管理費であれば、年間どのくらいの経費が発生しているので、それを割ることによって、同じく大中山コモンや大沼婦人会館、社会教育施設なども、そのような出し方で出すことは可能かと思います。ですので、財政のほうでつくっているものについては、目的別で教育費全体とか、そういうような出し方がされていますので、個別になりますと、また、公表するかどうかは別としても、このような形で割り返すことによって、１人当たりの予算額に置き換えることはできますので、十分そういう資料を出すことも可能ですし、町民の方にお知らせすることも可能かと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　楢山明央議員。

○６番（楢山明央）　数字的には出すことができるというのは認識できました。

私の部分でいうと、町民にいかに分かりやすく見てもらうか、意識してもらうか。町民にこういった町民文化施設を認識してもらって、未来はどういう形になっていけばいいのかというのを考えてもらいたい。その上で、できればそういった数字を分かりやすく継続的に出していただけたら、町民の皆さんと一緒に考えていくことができるのかなと感じています。

そこに続いていくのですが、二つ目の質問についてお話をしていきます。

二つ目の質問は、プラスの統廃合・多機能化への取組というところで、答弁としましては、世代を超えた地域のにぎわい、新たな活動を生み出す、そういった必要があると認識していますという答弁がありました。

私としては、どういった方法で新たな世代だったり、にぎわいを生み出す施設をつくっていけるかという部分がとても大事になっていくと考えています。

先ほどの答弁で、魅力のある施設をつくっていく上で、何か新たな取組の部分まで言及いただけるのかなと思ったのですが、特段そこはなかったので、そこの部分について質問をしていきます。

周りの地域を見ますと、平日や休日にもかかわらず多くの人が集まる施設がほかの都市にはあります。七飯を見たときに、私はいつもそういった施設がないのではないかというふうに感じています。唯一あかまつ公園に関してはすごく町民だけでなく、他の町村の方も市民の方も来ていただいて楽しんでもらっている。ただ、建物に関してはそういった施設があるか。私はあまりその施設がないというふうに感じてしまいます。

そこで先ほどの話に戻っていきますが、プラスの統廃合、新たなにぎわいや多世代が集まる施設をどうつくっていくかという部分に関しましては、さきの質問でも民間の活力を導入してはどうかという話題がありました。私もそこがとてもポイントになるのではないかと。今でいうＰＰＰというものですか、官民連携というものです。あとは、ほかの自治体を見ていて、農業であったり、商工観光も参画して施設づくりをしているところもあります。そうしていかなければ、これから七飯町にそういうにぎわいのある施設をつくっていけないのではないか。何もしなければこのままになってしまうのではないかという部分を危惧しています。

まず一つ目の質問としまして、新たなそういった分野の参画を含めた検討はできないかという部分をお聞きします。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　まず、ＰＰＰですが、民間活力も入れた整備は検討できないかという部分については、まず既存の公共施設の今後の修繕、また長寿命化については、そのような民間の活力を入れて、最初から初期段階から進めるという考えは現在持っておりません。考えられるとしたら、新規の大型事業を今後進めていくものがあるものについては、民間の活力も使いながら、どのような整備手法なり運営維持をしていくかという部分については、新規のものについては今後考え得るという部分でございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　楢山明央議員。

○６番（楢山明央）　新規の事業に関しては考える余地があるという、すごく前向きな答弁をいただきました。

具体的な部分で言いますと、私の地元には大川コミュニティセンターという建物があります。私はいつもそこを通っていて、この施設、この立地条件であれば、町民だけでなく、ほかの市町村からも人が集められる建物をつくっていける素材があるのではないかといつも感じています。２０７０年の人口を考えたときも、唯一大川地区に関しましては、他の地区と比べても１０％、２０％人口減が少ないと予測されています。そこで、その大事な地域にある大川コミュニティセンター、ここの再建に当たって、また新たな事業としてそこを位置づけて、民間のアイデアであったり、農業だったり、商工観光、皆さん参画の上で新しい施設をつくっていってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　今限定されて大川コミュニティセンターを含む拠点で、農業とか商工かかわらずものを入れた中で再編をする考えはないかという部分でございますけれども、議員の御指摘のとおり、メリットとしてはサービスの向上なり、そういうものは期待できると思っています。ただ、維持管理も含めて、財政支出の平準化というものも期待できますけれども、その部分については有効なＰＰＰを入れることによって、選択として認識しておりますけれども、現時点ということになりますけれども、大川コミュニティセンターについては、現在進めている役場庁舎、また文化センターのように大規模長寿命化というより、事前に予防保全をした中で、５年、１０年のスパンで施設整備をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（木下　敏）　楢山明央議員。

○６番（楢山明央）　現在の財政状況を考えると、その答弁になるかなと思います。ですので、もしこの後に町民文化系施設の在り方を具体的に考えていくときには、改めて残す施設をどうつくり上げていくか、つくり直していくかというのをまた議論していければなと思います。

三つ目の質問に関しまして、未来に残す拠点施設への防災機能集中、これも同じような視点になっていきますが、先ほどの答弁では、残すと決めた施設に関しては必要に応じて、施設の改修や防災機能の強化を優先的に進めるという答弁がありました。ここでいう防災の強化という部分に焦点を当てて質問していくのですが、具体的に私としては、もし強化するのであれば、町民を守るだけでなく、近隣の函館市であったり、北斗市の方々が避難したときでも守れるくらいの防災の強化を図っていってはどうかという考えに立っています。

具体的に、去年今年にかけて津波警報が発令された際、函館市、北斗市、それぞれの市民の方が七飯町に走ってきました。それは七飯町が地理的に標高であったり、津波の被害がない、そういった優位的なものを自然として備えているという部分を、私はその光景を見てとても感じました。

再質問の内容になりますが、もし残すと決めた施設に防災の強化を進める上では、単なる強化ではなく、広域避難所を備えた強化を進めてはどうかという部分になります。その部分をお伺いします。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　私のほうからの先に、町民文化系施設という現状のものについて話させていただきます。

町民文化系施設と一口に言っても、拠点となる七飯町文化センターや大中山コモン、大沼婦人会館など、まず大きなものがあります。それ以外に、先ほどから言われている大川コミュニティセンターだとか、あるいは大川美園振興会館、東大川振興会館だとかというふうにして、振興会館というものも結構あります。というのは、どちらかというと、前段で申し上げた文化センターだとか、大中山コモンだとか、大沼婦人会館につきましては、本当に拠点の拠点で、今御質問にあったような津波だとか、そういうことで広域にも利用できないかというような部分では、そういう拠点の大きな施設が活用できるかと思っておりますけれども、それ以外の文化系施設というのは、実際はその地域の町内会さんがそれぞれふだんの町内会活動だとか、町内会のサークル、ボランティア、お祭りも含めて、様々な催しで使っているというようなことで、私は４点目で、さきに答弁させていただいた部分があるのですけれども、地域事情だとか、その使い方、利用度だとかを見ながらというふうに言っていましたけれども、それは大きく言って、地域町内会の皆さんがふだんから町内会活動に使ったり、子ども会だとか、お祭りに使ったりとか、そういう部分に活用していただいて、もし何かいざというときには避難場所にもなるというような場所になっております。また、ふだんその場所を知っておいていただきたいという意味では、選挙の投票所になる場所もあります。やはり各地域に、近くに一つ一つこういう文化系施設を置いておくことによって、町の機能というものもそういうふうにして発揮していただいておりますし、また、ふだんからは地域の方々が優先して、町内会活動とか、子ども会活動とか、そういう地域の活動ができる場所と。また、それ以外に外部からの方も、空いていれば利用できるというような形で使っていただいているのが現状でございまして、議員の御質問による防災関係だとか、広域避難だとかという部分に関しましては、文化センターとか、大中山コモンとか、婦人会館だとか、コミュニティセンターのほうももしかしたら有効であるかもしれないというような形の中で、一口に町民文化系施設とも言われましても、そういうようなそれぞれの機能もあって、その中で拠点的なものに関しては、そういう高機能化も考えながら、将来のまちづくりの中に含めて考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　楢山明央議員。

○６番（楢山明央）　町長から答弁いただきました部分に関しまして、最後の質問で同様の質問を

していこうかなとは思っていたのですが、各施設について、確かにいろいろな役割が与えられているというか、位置づけられていて、先ほどの根本に戻りますけれども、利用している方がどれくらいいるかという部分で、会館であったり、そういう部分は町内会館、子ども会。あとは文化センターでは幅広い方に利用してもらっていますが、トータルしたとしても、もしかしたら利用している人が２割程度なのかなというのも、ほかの自治体のデータなので何とも言えませんけれども、ただ実態としてはそれくらいの人しか利用されていない建物なのかなと。であれば、どうしていくかというのを考えていくべきではないかという部分をお話ししていました。

戻りますが、防災につきましても、町長がおっしゃった一つ、私の地元にある大中山コモンに関しても、避難者のトータル人数としては３００人、４００人いかないくらいの規模の防災拠点になっているかと思います。あれだけの大きな建物でありながら、あれだけの広い駐車場がありながら、それだけの人しか収容できないというのは、ちょっと私としては違和感のある数字でした。であれば、位置的には七飯町の玄関口に位置づいています。あとは津波だけでなく、噴火に関しても大中山地区であれば、ある程度被害の少ない場所。であれば、あそこにある大中山コモンという建物を、もっともっと７００人、８００人でも収容できるような防災拠点に変えていってもいいのではないかと、私は感じます。その部分に関してそういった考えがあるか、お聞かせ願います。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　今お話があったように、大中山コモン自体避難人数は３４０人というふうになっております。ただ、その災害のものによって、大雨、洪水だとか、先ほど言った火山噴火だとか、地震だとかというふうな形の中で、避難場所がそれぞれそのときに組まさると思います。そういう意味では、例えばコモンでの不足分をコミュニティセンターだとかで補完するというような形の中で、町民文化系施設の付近にあるものを、災害の被害のない安全な場所でもって、それぞれ本町のほうまで確保するだとかというような想定もできるかと思います。

いずれにしましても、この間のカムチャツカ沖の地震による津波の避難のときには、大中山コモンのほうに避難されてきた方もいらっしゃいましたし、道の駅の駐車場のほうにも、車で避難されてきた方もいるということなので、そういう部分の避難誘導、それから避難した後の対応を含めて、きちんと検証しながら、見極めながら、将来に向けて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　楢山明央議員。

○６番（楢山明央）　町長の将来にわたって検討させていただきますという言葉、その言葉を私も忘れずにまた議論していければなと思うのですが、ちょっと切り口を変えまして、町長、私、先週、防災の研修を受けていまして、七飯は安全だよねという言葉を皆さんが私におっしゃっていて、七飯は津波も来ないし、地盤もしっかりしているから安全だよね。七飯はいいなという言葉があったのです。もしかしたら七飯町は地理的にも防災力に優れた地理にあり、魅力としても発信していけるのではないか。これからの人口減の社会に対して、一つの素材として、高い防災力を備えた七飯町というものを発信していってもいいのではないか。その上でも、しっかりとした避難所をつくっていくっていうのが重要になるのではないかと感じます。町長、その部分、どうお考えでしょうか。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　ただいまの御質問の部分で、やはり七飯は位置、土地に恵まれているというのはふだんから感じているところでございます。そういう部分で、移住定住も含めて、先ほどの企業誘致の問題も含めて、七飯町の有利な点をもっとＰＲしながら、人口減少に備えて対応していきたいというふうに考えておりますし、避難所、防災関係におきましては、やはりそういう有利な環境にあるということのほかに、きちんとしたマネジメントというか、避難対策、対応というものをしっかり築いていかなければならないと思っておりますし、そういう部分では、これまで議会からも大分そういうような形で御意見もいた

だいている部分、しっかりと将来に向けて、そのようなマネジメントも含めて、七飯町の強みというものをＰＲしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　楢山明央議員。

○６番（楢山明央）　最後の質問で、町長がおっしゃった４問目の質問の答弁になります。町長は身の丈に合った整備、この町民文化系施設については七飯町の身の丈にあったもので整備を進めていくというような考えをおっしゃいました。

私はこれまで各質問、一つ目は今まで利用したことのない人、こういった施設を利用したことのない人へ注目してはどうかというお話をしました。二つ目は民間だったり他分野からの参画で新しい施設をつくっていってはどうか。三つ目が高い防災力、これをブランド化、七飯町として発信してはどうかというお話をしました。初めての議員で何を理想的なことを言っているのだと指摘を受けるかもしれないですが、私はこの２０７０年、七飯町が掲げた１万６，０００人というこの人口、これはとても難しい数字ではないかとすごく感じます。その上で、今回この質問をしました。２０７０年に向けて１万６，０００人以上の人口を維持していくために、今から何ができるか。その一つの枝として、この町民文化系施設の在り方を議論していければいいのではないか、そういう思いを込めて今回質問しました。

町長として、もし今日のこの一般質問を通じて、何かこういったものは取り入れていこうとか、何か変わった心境があれば、最後、教えていただきたいです。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　言われている部分に関しましては、まさにそのとおりだというふうに思います。というのは、人口減少社会が、既にそれはデータで、現在の住民の方々の年齢構成だとか、そういうようなもので人口推計されているものでございますから、それを少しでも緩やかにするために、先ほど言われておりました、七飯町の強みを、災害に強いというようなことだとか、地域資源が豊富だとかというような部分をきちんとＰＲしながら、少しでも移住定住を増やす、企業誘致も進めるというような形で、まちづくりを進めなければならないとは思っております。

それと同時進行で、もう数年前からコンパクトシティというような形で、渡島管内のあるまちでも、縮まるまちをどうするかというような形でお話がありますけれども、人口減少というのは否めないという部分がどうしてもありますから、それに対応して将来を見据えて、公共施設、文化系施設の在り方も、身の丈に合ったというのは、人口規模と、それから財政規模に合った規模にしていかなければならないと考えております。

しかしながら、やはり地域住民の方々、七飯町民の方々は、ここで暮らして、自分たちの生きがいを見つけて、そういう文化サークルだとか、例えば七飯老人大学だとかというような、それぞれ参加している人が全体でいったら、施設の利用でいくと８割の人は利用していないというような言い方もあるかと思いますけれども、施設自体は結構予約が入って有効に使われていると考えておりますし、町民の方々がここで暮らして生きがいを得られる、そのことが健康寿命を高める、そういうもとにもなりますから、人口割合、それから財政規模を見越しながら、住民の生活する地域も把握しながら、地域会館の統廃合というものは考えていかなければならないと思っておりますし、文化系施設というのは、町内会館がほとんどの数になりますので、地域にとって、機能として、避難所機能もあれば、選挙の投票所もあったり、それからふだんからの地域活動の拠点でもあったりするので、その辺には十分地域との話合いだとか、配慮しながら将来のまちづくり、縮まる人口に対しての七飯町の施政を考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　暫時休憩いたします。

午後１時に再開いたします。

午後　０時００分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

中川友規議員。

○９番（中川友規）　通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、１問目、地域公共交通について。

地域公共交通については、これまでも様々な議論や検討がなされてこられたと認識しております。その結果、大沼地域では、民間事業者が独自でボランティアとして始めた大沼お出かけ号を基盤に、町としての事業化を目指し実証実験を重ね、本年度より正式に町が事業主体の大沼お出かけ号としての運行が開始いたしました。

今後の地域公共交通の必要性等について、次の点について伺います。

１、町として地域公共交通の整備が早急に必要な地域は把握しているのか。

２、各町内会と具体的な話合いの場を設けているのか。

３、今後どのような段取りで取り組んでいくのか。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　１点目についてでございますが、本町・大中山地区については、公共交通としてＪＲ、路線バス、また、大沼地区にはＪＲ、藤城・峠下地区には路線バスがありますが、各地区内で居住地が広く分布しており、町内生活関連施設のほか、バス停留所なども含めた移動支援を検討しなければならないと考えております。

特に藤城・峠下地区については、大沼地区と同様に、市街地までの移動支援を検討しなければならないと考えております。

２点目についてですが、七飯町地域公共交通計画を令和４年度に策定した際には、地域公共交通施策などに対し意見をいただくことを目的に、町内４地区で意見交換会を実施しております。

また、令和３年度から開催している七飯町地域公共交通活性化協議会には、各地区町内会連合会会長に委員として出席していただいておりますが、大沼地区の大沼お出かけ号や、令和４年度から５年度にかけて実施した、ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験について議題としております。

さらに、令和７年度には、各地区町内会連合会会長や、町内会会長と地域公共交通についてワークショップを行い、地域公共交通の運行体系などについて意見をいただいております。

３点目についてですが、今後も運行事業者、システム開発事業者、北海道運輸局函館運輸支局などと運行形態などについて協議を進め、まずは、デマンド型交通などの実証実験開始について検討してまいりますので御理解願います。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　まず、早急に必要な地域を把握しているのかということで、藤城・峠下等々という名前も出ましたけれども、ここについて、ここというか、必要な地域というのは、もちろん全町的に必要な部分はあると思うのですけれども、最近でいえば、仁山の駅が廃止になるということになりましたけれども、仁山地区だとか、藤城、峠下、仁山地区というのはなかなか歩いても行けないという現状というのは非常にあるところなので、ここについては単純に、今年から正式にやりました大沼お出かけ号というのが本当に逆にいいモデルなのかなと私は感じております。

この点について、２番目にもなるのですけれども、各町内会と具体的な話合いの場を設けているのかということで、先ほど質問したのですけれども、連合町内会の役員さんでしたか、に入ってもらって協議をしているということだったのですけれども、実際に藤城、峠下、仁山地区の町内会、地域に入って、こういう協議をなされたことがあるのかどうかお伺いします。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　令和４年度に実施した住民説明会の中では、もちろん藤城・峠下地区にも出向きまして、どういうものがいいのかというところはお話合いをさせていただいておりますけれども、近年、それ以降、独自の峠下・藤城地区との話合いというのはできていない状況でございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　そこら辺は令和４年ですから、５、６、７、８年と、なぜやってこなかったのかなと、まず疑問があるのですけれども。要は地域公共交通の計画だとかいろいろ動いているよというのは、町の動きというのはこういうふうに出されているとは思うのですけれども、結局まずはこの目的自体が、今困っている人たち、その困っている人たちをどう町として足を確保できるかということが第一だと思うのです。そうなったときに、今おっしゃったように、令和４年から何も地域の声は聞いていないという状況であれば、この地域公共交通の計画自体も、あまり地域の声が反映されていないということになってしまいます。その辺についてどう考えていますか。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　地域公共交通計画を策定したときには、令和４年度に各町内会のほうに出向きまして、各地区の御意見をいただきながら、計画にある程度は反映されたと考えております。ただ、その後はいろいろ地域の意見というのを吸い上げてこなかったというのが、今までの現実でございます。

今後、どの地区のどういう実証実験を検討していくかというところもありますし、そういうものを考えていく上では、やはり地域の意見というのも重要なものと考えておりますので、ある程度こちらがどういう実証実験を行うかというところを検討する前の段階で、もう一度また地域の皆様の意見を聞いて、どういうものがいいかということを検討させていただきたいと考えておりますので御理解願います。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　検討していくのは分かるのですけれども、それであると、結局七飯町としての地域公共交通計画というのを今もつくっていますけれども、これからもまたこういういろいろな課題を拾い上げて協議して、次の計画をつくっていくというふうになっていくと、いつまでたっても実際に運用がされるというところまでいかないのが現実ではないですか。これは全町的にやるといったらやはり地域性もありますし、そこの地域性においては、全然課題が違うという部分も出てきますし、ということを考えると全体的な地域公共交通の在り方というのは、ある意味時間をかけてという言葉がいいか別として、いろいろな意見を聞いて協議をして、また新たに時に合った計画をつくって考えていくというのはいいと思うのですけれども。

私も４年前にいろいろ町内を歩いたときに、４年前から歩いていますけれども、一番強く感じたところが、やはり藤城・峠下地域。藤城だと青葉台とか上のほうもありますし、ああいう地域の人の意見を聞いたときに、免許返納というのは町でも進めていますよね。免許返納を進めているのはいいのだけれども、その後どうしたらいいのだ。もうそこに住んでしまっていますから。そして、藤城とか青葉台とか、あちらのほうというのは、ある程度団地にはなっているのですけれども、やはり例えばスーパーまで行くにしても遠いということもありますので、そういった意味では本当に大沼お出かけ号というのはいいモデルなのです。ここに対して、全町的な地域公共計画を検討していくという考えで進めて、並行で進めなければいけないですけれども、これはこれでいいですけれども、やはり本当に困っている地域の人たちをどうするかというところもきちんと酌み取って、その部分においてはこうやろう、ああやろうというのを別でちゃんと進めていかないと、まさに本当に大沼お出かけ号がいい事例なのです。そういうことを踏まえて、まず困っている地域、困っている人たちから対応して、計画ばかりつくるのではなくて、実行していくために進めていく考えはないか。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　議員おっしゃるとおり、大沼地区について、藤城・峠下地区、仁山も含めてですけれども、市街地まで遠い、あとはバス停からかなり離れている団地等もありますので、その辺、今後検討していくというのは私も答弁させていただいておりますけれども、その順位といいますか、どこが議員おっしゃっているように一番不便なのかというところも含めまして、まずはどこかの地区を着手するというのも一つの手

段だと考えておりますので、その辺については、その順番といいましょうか、そういうのも含めて検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　担当課ではその辺を踏まえてやっていくということですけれども、やはり担当課でいくら言っても、これは実際お金のかかることですから、やはり町長の政策的な、町長も地域公共交通というのはいろいろ話しておられると思いますので、まずは本当に困っているところをどういうふうに対応していくか。具体的な内容はこれからにしても、しっかり対応していかないと、これは本当に困っている人がいるということですから、そこをしっかり予算の絡むことですから、政策的に進めていくかどうかというのだけ御確認します。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　議員のおっしゃっているような交通空白地を重点にして進めるというほうが、より明確で分かりやすいやり方だというふうに思います。地域公共交通計画も令和４年につくって、タクシーの割引の実証実験というのもやらせていただきましたけれども、その中で年齢関係なく誰しもが利用できるもので、そしてまた料金もタクシー料金並みではなくて、バス料金並みで誰もが利用できるような交通手段で、しかもそれを利用する場所が陸運局だとかとも御相談させていただいている中で、やはり交通空白地域であれば補助事業も成立するようなお話も聞いておりますので、公共交通計画というのを策定しているわけでございまして、その中にもデマンド型の乗合タクシーというか、そういうものも位置づけしていますので、まずはその計画にのっとっている部分で、そういう交通の不便なところから中心に実証実験というような形で、モデルとしては大沼お出かけ号というのが本格運行というような形では、実証実験からそういうような形になったということもありますので、まずは計画ばかりでいつになったらというようなことだと、いつになるか分からないというような御指摘でございますので、そういう意味でいくと、やはり実行できるような形で、まずは実証実験を空白区を重点にして検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　１問目は終わります。

それでは、続いて２問目に入らせていただきます。

企業誘致について。

町長はこれまでも企業誘致について、議会や委員会、議員全員協議会などで質疑がなされた際に、企業誘致の重大さを繰り返し答弁しております。

しかしながら、具体的な企業誘致策として何も見えてこないのは七飯町の衰退につながる状態であります。七飯町を発展させるためには、様々な取組を考え、早急に実行していかなければなりません。

そこで、次の点について伺います。

１、令和８年度の具体的な企業誘致策はどのような事業なのか。

２、企業誘致先には町長が訪問しているのか。

３、今後はどのように取り組んでいくのか。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　それでは、答弁してまいります。

令和８年度の具体的な企業誘致政策としては、次のような取組を強化してまいりたいと考えております。

さきの同僚議員への回答と重複する内容とはなりますが、第１に新函館北斗駅への近接性、函館新外環状道路の開通による函館空港へのアクセス向上に加え、今後予定されている北海道縦貫自動車道七飯インターチェンジの整備により、広域物流の拠点として交通アクセスの強みをＰＲしてまいります。

第２に中島工業団地、峠下流通関連団地をはじめとする対象地区において、固定資産税の不均一課税や設備投資補助、そして雇用創出補助金など、これまでの支援体制に加え、進出企業にとって魅力のある補助要件の優遇措置を踏まえた条例改正を検討してまいります。

また、新規誘致と並行し、現在、町内にある企業が設備更新や事業合理化に伴い生産規模を拡大しようとする動きも期待されます。これら既存企業の投資、雇用創出も非常に大きな効果を生むため、現在の町の支援制度、七飯町企業立地促進条例が現在の企業ニーズに十分対応できるよう、補助制度の見直し、改正を視野に入れた調整を進めてまいります。

続きまして、企業誘致先への町長の訪問についてでございます。当町への進出や投資の可能性、あるいは情報交換が見込める企業を対象に、町長自らが直接企業関係者と面談し、立地環境の積極的なＰＲと働きかけを行っております。加えて、町内企業で構成される各種団体との緊密な相互連携にも注力しており、適時な情報の共有や企業が抱える課題のヒアリング等、多角的な意見交換の実施をしている状況でございます。

このような機会を通じて、地域経済の現状を的確に把握し、効果的な誘致活動に結びつけてまいりたいと考えております。

また、今後の取組についてでございます。これもさきの同僚議員への回答と重複する内容とはなりますが、企業誘致は単に建物が新たに建つだけではなく、当町の未来の人口と活力を呼び込むための投資であるものと認識しております。

今後は国、北海道や近隣自治体、民間経済団体とも連携を深め、トップセールスを含めたあらゆる手段を講じて、持続可能なまちづくりを推進するため、積極的な活動を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　１点目の企業誘致策はどのような内容なのか、事業なのかということでお聞きしたのですけれども、まずこの企業誘致策として、要は地元の企業が工場を増やしたりだとか、そういうのも町としてサポートするというのは分かるのですけれども、それというのは基本的には民間企業の努力があって始まりなのです。ですので、要は峠下のほうにも大きな昆布館跡地に民間企業が入ってきてくれましたけれども、これというのも七飯町としては、はっきり言えば企業誘致として何もやっていない状況で、民間企業がここで挑戦してみようというので進んで来てくれました。そういう意味では、やはり町としてそういうふうになってきているよという結果はあるのですけれども、行政の企業誘致策とはまたちょっと違うと思うのです。ですので、私が聞いているのは、町としての企業誘致策を示していただきたいなと。周りの企業が民間企業の企業努力で進めてきているというのは、私も把握しておりますので、七飯町としての施策を教えていただきたいなというのと、あと、企業誘致の訪問関係ですけれども、トップセールスが大事だというのは私もそう思いますし、ぜひ続けていただきたいし、もっともっとやっていただきたいというのはあるのですけれども、実際に町長が自らお伺いしているというお話もあったので、企業誘致なので相手先というのは、なしでいいのですけれども、何社くらい実際に、例えば関東の企業に５社なのか、１０社なのか、その辺も教えていただきたい。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　町としての具体的な誘致政策ということでございます。町としましては、企業誘致を効率的に進めるという意味合いでは、ただ待つということだけではなく、進出可能性の高い企業に対してターゲットを絞り込んで、戦略的なアプローチが必要不可欠なものであると考えております。そのため、七飯町としましては、企業の動向や経済情勢に精通した関係機関との連携の下に、情報収集に努めているところでございます。具体的には、北海道内の進出を検討している企業の情報、あるいは、先ほど質問の中にもありましたけれども、町内に既に拠点を置いている企業の中での規模拡大だとか事業の拡充、そういう動きなど、潜在的なニーズのリサーチに重点を置いて取り組んでいるところでございます。

ただ、御指摘のあるとおり、企業自らが場所の選択をし、そこに立地するという様々なパターンがある中で、町として独自で主体的に動いて立地に至ったケースについては、近年はちょっと減少傾向にあるというふうな認識をしていますので、今後はこれらによって得られた情報ですとか、そ

ういうことを基に可能性のある企業に対して、私どもから直接そういう企業に対して出向いて、当町の優位性、立地環境だとか、水資源だとか、そういう産業的なものも含めた、トップセールスを含めた積極的なアピールと企業との信頼関係、そういうものの構築を目指して展開してまいりたいと、そういうことを具体的な方向性として捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　私のほうでも企業訪問だとかもさせてもらっておりまして、ただ、五、六件、そんなに多くなくて大変申し訳ない部分もあるのですけれども、初めに結構企業さんからの問合せというような部分では、不動産業の方々からの御紹介というか、紹介というのは、どういう状況ですか、できますかという確認の御相談とか、そういうのもあって、そこからその企業さんを御紹介してもらって、逆に用地が絡んで見に来てくださるという場合も多いものですから、伺うこともありますけれども、来ていただいているということも結構あります。

本当に峠下の昆布館の跡地につきましても、しばらくあのままでしたので、そういう部分では、函館近辺の不動産業の方々にもお声がけをさせていただいて、そして、いろいろ数年かかったのですけれども、逆にどちらかというと、私たちが声かけたというよりは、先ほどおっしゃったように、地元企業さんがそこを活用するのだということで、今、再オープンというか、再開店していただいたというような状況にありまして、今の情報的には企業版のふるさと納税というのも、１０万円以上寄附というような形で数件毎年御協力をいただいている部分もありまして、そういうふうに企業版ふるさと納税だとかを頂いた企業には、例えば上京をする際に御挨拶というか、企業のそういうような内容も含めて訪問させていただいて、意見交換をさせていただいているという部分と、あるいは大沼だとかのリゾート地域のほうになりますと、これまでの別荘分譲だとか、そういうような形の中で大手不動産会社さんのほうには、今でもそういうパイプがございますので、そういうところの土地の利活用も含めて御連絡したり、御訪問させていただいておりますし、東京からも年に２回ほど現場を見にいらしてくださっているので、そういうときには懇談をさせていただいておりまして、なかなか多種多様な七飯町の場合は企業誘致といいますか、商業施設も含めて、ホテル等も含めて、本当に製造業から宿泊業から様々な可能性があると考えておりまして、そのようなつながりをつくりながら、七飯町の地域資源だとかも御紹介しながら、企業誘致はこれまで進めてきた状況でございまして、これからも進めていきたいと考えておりますし、ただ、やはりもっと力強くＰＲして進めていくべきだというのは、本当に御指摘のとおりだと思います。これから、そういう形の中で企業誘致を進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　先ほど課長の答弁で、たくさんお話があったのですけれども、ターゲットを絞ってやっていったりとかというお話もあったので、そのターゲットを絞ってやっているというのはどういう形になっているのか、どういうターゲットを絞って誘致活動しているのか、そこを１点教えていただきたいのと、あと、町長は五、六件、訪問しているということですけれども、訪問しているということであれば、ぜひ今後も続けてしっかりもっとＰＲしてほしいのですけれども、企業版ふるさと納税の関係で、確かに企業さんとつながるというのは企業誘致にもつながる可能性はありますけれども、やはりそこというのは基本的にはお礼でないですか。町としてお礼に行ってということだと思うので、また、その中で企業誘致ということはつながればいいと思いますけれども、やはりきちんと企業誘致をするために庁舎内ではそれこそテーマなのか、ターゲットという言い方でもいいですけれども、絞って、今年はここととここを行ってくるとかというのをやはりやっていかないと企業誘致にならないと思うのです。現状、ただの挨拶。ないよりはいいですけれども。ですので、せっかくそうやって行くのでしたら、やはり七飯町に来てほしいのだと。来てほしいと

いうことになると、ほかのまちよりも私たちだったらこういうふうにしますので来てください。または、七飯というのはこういう環境があるから、工場に来てもらってもいいですよというようなことをしっかり工程を組んだ中で、町長がトップセールスとしてやるのであれば、町長自身がそれを理解してやっていただきたいなということ。

それと、施政方針のほうにも企業誘致の関係が出ていますけれども、道の駅ないろ・ななえ周辺、流通拠点と捉えた企業誘致ということで、非常にイメージはつきやすいのですけれども、同僚議員の答弁の中でも、そもそも峠下地域にはもう町の土地がないという状況で、峠下地域を流通の拠点とするという考えというのは、ここも整合性が取れないのかなと。

もう一つが、峠下の地域を流通の拠点とする、峠下流通団地というのがあるから当然なおさらそうになっていくと思うのですけれども、七飯町の企業立地促進条例の中で見ますと、峠下流通関連団地に立地する者に対する助成措置並びに固定資産税の課税についての文言があって、それについての目的の中で書いていますけれども、そもそも峠下流通団地がもう町有地がない、誘致する場所がないのだよということであれば、この条例自体も変えていかないと駄目なのではないかなと思うのですけれども、その辺について。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　先ほど答弁の中で申し上げました、可能性の高い企業にターゲットを絞ったという表現でございますけれども、これにつきましては、七飯町として地域特性に見合うような形の業態が来てくれればいいなという思いとともに、まずは雇用の確保ということもございますので、できるだけ多くの人材が携われるような企業体ですとか、今回、中島工業団地の中で撤退の話も見えてくる中で、同業種、同規模、同形態の企業の再活用、施設の再利用ということを目指しながら、そういうところに焦点を当てて取り組んでいきたいということで考えております。

私からは以上でございます。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　私のほうから、峠下・藤城地域の部分などは、準都市計画の中で工業地域だとかというような形の土地利用の計画にもなっております。町有地としては、今、流通団地もございませんけれども、企業誘致として民地の御協力を得られるかどうかというような部分では、私どもも間に入って誘導するような形の企業誘致というのは可能かなと考えておりますので、特に今後１０年後、十数年後につきましては、縦貫自動車道の高速道路自体がつながってくるわけでございまして、そうなると物流関係の倉庫だとか、そういうようなものも検討できるかなと思っておりますので、そういう意味では、ターゲットを絞りながらきちんと七飯町の有利性を発信していけるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　まず課長のほうなのですけれども、ターゲットを絞っていくということだったのですけれども、最後のほうで中島工業団地にという、そちらのお話をしていたのですけれども、そちらの工場のほうの工業団地に関して、町としては絞って企業誘致をしていく考えだということでいいのかということと、それと町長の考え方として、峠下流通団地、町有地ではなくて民間の用地も含めて、あの辺に誘致したいという考えなのか、その辺をお願いします。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　先ほど答弁の中で、中島工業団地という言葉が私のほうからありましたけれども、これにつきましては、現状の課題等も含みの捉え方をしておりまして、中島工業団地にも数件ではありますけれども、空き施設等がございまして、今後、課題として捉えられている部分も含みの中で、そういうことを視野に入れながら戦略的なアプローチをしてまいりたいと考えているところでございます。そういう意味合いでございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　私のほうから、先ほど言った藤城・峠下の部分では、以前に、大分昔に例え

ば工場があって、今はなくなって更地になっているところとか、あるいは中島工業団地も含めて、全体的に以前事業をやっていたのだけれども、撤退してまだ入っていない空き家の工場もあるというようなことで、そういう部分もきちんと整理した上で御紹介しながら、そこを埋めていけるような形も考えて企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　町長の考えとしては、昔あった民間企業の跡地とかも含めて、町として交渉していきたいという答弁だったと思いますので、それはそれで、相手は民間ですけれども、やはりそれであれば、まずは民間の土地所有者に理解をきちんと取った上でいろいろ進めていくべきだと思うのです。その辺の整合性を、今後やるならやるでもいいのですけれども、しっかりやっていただきたいなというのと、今の質問の流れでいきますと、企業立地促進条例の中でのこの峠下流通団地という表現、町が整備したところですね。峠下流通関連団地という形で町が整備して、そこを企業誘致するために町でつくったと思うのですけれども、そこがもう満杯だというのであれば、もう土地が、町有地がないよということであれば、やはりこの条例というのは大事だと思うので、この峠下流通関連団地に立地する者とかという、こういう表現を変えていかないと企業誘致が今度できないではないですか。この辺の整理をきちんとしていただきたいというのと、中島工業団地は、課長のほうで今少し空いているところもあるようなお話もされていましたので、中島工業団地自体を町として改めて誘致活動をしていくという状況だと思うので、そこについて今どれくらい空いている状況なのかお示し願いたい。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　まず峠下流通関連団地の件でございますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、あそこの区画は全て完売ということで、新たな底地の確保というのが課題になっている、あそこのエリアではそういうのが課題になっているというところでございます。

土地がまだ販売の段階だったときは、そこのエリアに対する優遇といいますか、要件を緩和して手厚い補助をさせていただくという内容で構成していた条例内容でございました。これを、今、底地があそこで完売になったということで、今後の企業誘致を図っていくためには、この条例のエリアに対する考え方等をまた改めて見直しをさせていただいて、それ以外のエリアでも優遇措置が適用できるようなつくり込みに変更をしていかなければならないということを前提に考えているところでございます。

また、中島工業団地は若干空いているスペース、敷地があるということでございましたけれども、私のほうで捉えている現状の施設につきましては、１店舗が閉鎖しているという状況で、もう１店舗、もう１施設が倉庫か何かで活用しているような状況だということでお伺いしておりましたので、その点につきましても、正確な情報を今後、そちらの企業、土地所有者に確認して、それでもって企業誘致に持っていけるかどうか、その辺を検証してまいりたいと、そのように進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　そうしたら、条例に関しては、現状に合わせて、そこは対応していくという考えでよろしいですね。

中島工業団地についても、今把握しているのは１店舗だけれども、また調べてということですけれども、中島工業団地に限らずですけれども、要は私が言いたいのは、町長も施政方針で企業誘致をやっていくと。これまでも様々な委員会だとか、いろいろな場所で、ほかの議員からも出たときにも、企業誘致をしっかりやっていくという答弁はいつももらっているのです。いつももらっていて、結局今みたいな、ちょっと聞いたときに、それこそ中島工業団地をやっていくというときでも、まだ全部は把握していないとかというのであれば、令和８年度の具体的な企業誘致策はどうなのだとなってしまいますよね。ですから、やはり最低でも自分たちは、町長、お一人ですけれど

も、関係する部署の課の人たちには、企業誘致を今年はどうやっていく、ここまではやろうよというものを明確に出して進めないと、結局は計画だけやっていきます、やります、やります、何とかしなければなりませんで、ここ数年ずっとそういう状態が続いていますので、実際に行動まで動かせていない状況が続いているので、この間というのは非常に七飯町としてもったいない時間なのです。ですので、ちょっとでもいいからしっかり動かしていただきたいなということと、あともう一点、七飯町企業誘致専門委員設置ということで、これは企業誘致の関係で同僚議員にも答弁いただいていたと思うのですけれども、今は委員というのはいらっしゃらないということでしたか。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　先ほど同僚議員にもお答えいたしました、七飯町企業誘致専門委員会の委員の構成でございますけれども、町内の各種関係事業者団体、経済団体も含めまして７社、そのうちの代表の当て職で７名の委員構成でございます。委員の委嘱については、現在更新しているような状況ではございませんので、また、先ほども答弁させていただきましたとおり、現在開催できていない状況でございましたので、また今後再開を目指して、皆さんの御意見等を賜りながら、積極的な企業誘致を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　企業誘致専門委員の設置というので、町がやっていて、７名いると言いながらも更新していないということは、今ゼロということでよろしいですか。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　委員は現在のところ更新されておりませんので、また再度再開する際には、新たにまた委嘱させていただくというふうな状況でございますので、現状ゼロということでございます。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　それであれば、結局企業誘致をどうするのだとか、いろいろ話している中で、町長も大事だと言いながらも、企業誘致の専門委員を今廃止している状態というのは、言っていることがちぐはぐではないですか。だから、まず早急に、専門委員の設置というのはすぐにでもやらないと駄目だと思うのですけれども、その辺について。

○議長（木下　敏）　暫時休憩いたします。

正確な答弁をするのに、きちんとしてください。

２時に再開いたします。

午後　１時４７分　休憩

午後　２時００分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

中川友規議員に対する答弁より入ります。

商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　貴重なお時間を費やしてしまいまして、申し訳ございませんでした。

先ほどの企業誘致専門委員会の件でございます。この委員会につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、現状、委員の７名の方の更新ということができずに今に至っております。更新に至らなかった主な要因としましては、町の主軸でありました峠下流通団地の完売が終わりまして、ある程度この専門委員会の目的も果たされたのかなということの意味合いも含みで、一旦更新をすることなく、現在に至っていた状況でございますけれども、町長の政策的な思いもありますとおり、今後、企業誘致を強化していくという段階で、今回の条例改正の予定にもございますけれども、それに合わせた形で、この専門委員会の再開ということを目指し、委嘱状の更新をさせていただきたいと考えてございますので、御理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　この専門委員の設置を更新していなかったということで、今後は条例改正と一緒に併せて更新、任命なのかな、新たに委任す

るのかをやっていくということなので、今後については、そこはしっかりやっていただきたいなということですけれども、ただ実際、町として今まで私たちも本当に様々な委員会だとかいろいろな場面で、企業誘致をきちんとやってくれという思いで言ってきていたのですから、やはりそこの中で要となる専門委員の人たちが任命されていなかった、今まで更新されていなかったというのは本当に、ある意味、町としてきちんと仕事をしていなかったのではないかと言われてもしようがないところですよ。ですから、今後きちんとやるということなので、そこをしっかりやっていただきたいというのはありますけれども、あと今、課長のほうから町長の政策と言いましたけれども、もちろん町長の政策的な考えでこうやる、ああやる、こういうふうにしていくというので、これは動いていくというのは当然のことですけれども、ただ企業誘致というものは、まちとして、町として、要は町を存続させるための働く場所、雇用の場所と、あとは税収だとかいろいろなものも入ってきますけれども、そういう町として必要なものなのです。それを町長の考えがなければ進めないという考え方というのは非常に行政としてまずいと思います。最低限企業誘致というのは町として自分たちの町を守っていくためには、企業がない、働く場所がないと駄目なのだ。それは、役場の職員、皆さんが思ってくれて、そういう業務をしていかないと、そのような状態の中で首長の考えを入れて、こういう特化したものを俺はやっていくのだとか、こういうふうにやっていくのだとかというものをやっていくというのが本来の姿だと思いますので、町長は町長でしっかり今の自分の町長としての企業誘致はこうやっていくのだという考え方をしっかり明確に出して、それを担当課なり関係部署に伝えて、そのとおり動いていくようにきちんと指示をしていただかないとなかなか進んでいかないです。担当部局は部局で、最低限町として必要だというのをしっかり考えながらやっていただきたいと思います。その辺についてお願いします。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　まさしく本当に職員も一丸となって、情報を共有して七飯町のよさを発信して、企業誘致を取り組んでいかなければならないと思います。企業誘致専門委員も含めて、情報の量がそういう質を高めていくものだと思います。そういう意味では、職員の指導もきちんとしながら、私が考えている企業誘致も職員に伝わるように努力して、職員にも動いてもらうような形で、今後企業誘致を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力のほどまたよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　しっかり取り組んでいただきたいなと。

あと最後一点だけ、企業誘致専門委員の中で第５条の中で、専門委員に関する業務の調整は商工労働観光課において行うというふうに記載されているのですけれども、実際に農業系の誘致だとか、そういった場合も全部商工労働観光課で対応するものなのか。なぜかというと、私も実際に話を聞いたことがありまして、農業系の新たな事業として、町外から大きなプランを抱えてきているという話があったときに、農林水産課のほうにお話に行ったという話も聞いたことがあったのです。ですけれども、それがただの農業のくくりで終わってしまっているのか、企業誘致として商工労働観光課も一緒に挟まって、そこでそういう話を聞いて、企業誘致担当と農業部局の担当と合わせてそういう話をして進めていったのかどうか。その辺をちゃんとしないと、せっかくいい話が来ても、商工ではないからとなってしまうと、やはり企業誘致という概念がない部局からすると、なかなかうまくいけないではないですか。その辺について。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　まず、七飯町企業誘致専門委員会の設置要項の中には、第５条に商工労働観光課が事務を調整するという役割になってございます。商工労働観光課では、主に工場立地法、企業誘致条例に該当する優遇措置、補助金等を対象とした立地・誘致を進めており、また、農業面に関しましては、その事業の概要によって、製造業に該当するものであるとか、その

他施設に該当するものなのかだとか、そういうことで、双方その辺の情報がありましたら、これが該当するしない、これは一緒になって進めていかなければならないものということの判断ができようかと思いますので、その辺は情報が入り次第、そこは情報共有を図りながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　企業誘致の窓口として商工労働観光課がありますので、あくまでも商工労働観光課を窓口として、関係する例えば農業法人であるとか、農業での進出というような部分になると、農地法だとか様々な法律だとかも出てきますけれども、そこは横の連携で調整を取りながら、窓口は商工労働観光課がそこに載っているように、受付窓口として各課の調整を取りながら進めていきたいと考えています。ばらばらでやってもしようがなくて、大体全体で横の連携をしながら企業誘致を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　今、町長は、商工労働観光課が担当ということで、そこでやっていくとおっしゃいましたけれども、それはそれでもいいのですけれども、条例だとか整理するということもありましたので、もしそういうことをやるのであれば、この要綱自体も、例えばですけれども、確かに商工労働観光課で全部しっかりできれば一番いいのですけれども、課をまたぐという意味からすると、私であれば、政策推進課でしっかり企業誘致策というものをつくってやったほうが責任を持った課というのができると思うので、そういう考えはないのかどうかということを最後にお聞きします。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　もちろんと言ったらあれですけれども、政策推進課のほうは定住移住もやっておりますし、企業版ふるさと納税だとか、そういうものも取り扱っていますし、企業誘致の情報だとか、そういうものを含めて制度的なものの全体的な視野、視点の、確かに政策推進課がそういう部分の知識もございますので、企業誘致の窓口としては商工労働観光課ですけれども、政策も絡んで、あるいは農業の部分もそういう法律も挟んで、あるいは都市住宅課のほうも、土地利用だとかそういうものも関わってくるので、結構全体に及ぶのです。ですから、窓口としては商工労働観光課として、横の連携で総合的にみんな各課担当に協力してもらいながら、企業誘致を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　２問目は終わります。

３番目、部活動の地域移行について。

文科省では部活動の地域移行が推進されており、七飯町においても学校でのクラブ活動や部活動が縮小されている状況で、地域クラブへ移行が進められております。

しかしながら、その対策を同時にしなければ、子どもたちがスポーツに触れ合うきっかけがなくなります。

そこで次の点について伺います。

１、地域移行の現状はどうなっているのか。

２、今後の対策はどう考えているのか。

○議長（木下　敏）　学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　１点目でございますが、令和４年１２月に策定された国によるガイドラインで、改革推進期間として、令和７年度末までに地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すとされておりましたが、令和７年１２月に新たなガイドラインが策定され、令和８年度から始まった改革実行期間の前期、令和１０年度までに原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すとして、この期間に休日の地域展開等に着手することとされています。

教育委員会では、令和４年のガイドラインを基に、七飯町校長会と教育委員会の担当課を交えた庁内検討会議等で協議を行っておりましたが、各中学校における部活動の方針の調整等で終わっており、新しいガイドラインの策定を機に改めて取組を進めております。

２点目でございますが、教育委員会としては取組については進めたいと思っておりますが、具体的な取組については受皿となる外部の指導者や実施主体の確保が非常に困難であることから、近隣自治体の状況や国の動向を注視しながら、七飯町校長会などと情報共有をしっかりと行い、適切に判断していきたいと考えております。

まずは、今年度当初に町内の各中学校に対し、各校の生徒や教職員の部活動に係る事情を考慮した検討をお願いしており、その結果を基に、現時点で七飯町に最も望ましい方針を決定していきたいと考えているところです。

少子化が進む中で、部の維持が困難となり、子どもたちが望む部活動に自分の学校で参加できない状況をどう解決していくかも重要でありますので、少々時間がかかっている状況ではございますが、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　地域移行自体は、部活動のほうですが、今学校でもまだちゃんと続けているところもあると思うのですけれども、これからやっていくということで、文科省の流れといいますか、その期間にのっとって整備していくと思うのですけれども、その整備までの間にしっかりやってほしいのはあるのですけれども、小学校のクラブ活動のほうなのですけれども、現に子どもたちがやりたくても指導者がいない。先生方の働き方改革だとかそういったものも重要視されますので、そういうものもあるとは思うのですけれども、やはりその中でクラブ活動はなかなか指導者がいないという状況で、子どものクラブがなくなっている。昔からですけれども、これは野球少年団だとかサッカー少年団だとか、今クラブチームに変わっているところは多いと思いますけれども、昔からそういうふうにやっている、ある意味地域移行をされている状態ですね、当初から。そういうクラブがあるのであれば問題ないと思うのですけれども、やはり小学校の場合は特別活動というのですか。文科省で、中学校は部活動ですけれども、小学校の場合はたしか特別活動で、児童会だとかクラブ活動だとかというのが４年生からあると思うのですけれども、そういった意味ではやはり小学校のときに、そういうクラブをやらないと、中学校のときに部活動がもし地域移行されて、きちんとこれから整備してやったとしても、そもそも小学校のときに、そういうスポーツ環境、スポーツに限らずですけれども、文化のほうもそうですけれども、そういう子どもが接する場面がない状態で中学校に行っても、なかなかそれは、はい、やりますかとならないというのもあると思うのです。ましてや地域移行になっていれば。学校で部活動となれば、中学校に入ったらやってみようというのはあるかもしれないですけれども、そうなってくると、現在の小学校の子どもたちがそういうクラブ活動がなかなかできない環境にあるということは、ちょっと町としてよくないのではないかなと。子どもたちのスポーツの場面が少なくなる、スポーツというかクラブ活動ですね。これは小学校のほうですけれども。その辺に対してどういう対応を取っていくのか教えていただきたいです。

○議長（木下　敏）　学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　それでは、お答えしてまいります。

まず、今、議員おっしゃった特別活動、いわゆるクラブ活動だと思いますけれども、こちらにつきましては、今私どものほうでどれだけの文化のほうも含めて、文化系の裁縫とかいろいろあると思うのですけれども、運動系がどれだけあるのか、数として把握しておりません。ただ、こちらのほうは、学校として、授業の一環として教育課程の中に入って、先生がそれぞれ指導をして、例えば料理教室ですとか、小学校はいろいろなクラブがあります。そういった活動で、まず活動を授業の一環としてやられているというところでございます。

あと、それとは別に、これまで町内では、七重小学校と大中山小学校で陸上教室として、令和３年度まで取り組まれていたものがございます。これがいわゆる中学校でいえば部活動というものの内容になると思います。こちらの活動については、中学校と同様に教育課程外、授業ではなく、必修ではなく、児童生徒の自主的参加の活動とし

て、ただ学校教育の一環として運営されてきたものでございます。こちらのほうは、令和４年度より、保護者らによる運営として、学校とは別の活動、いわゆる地域の保護者さんや地域の活動として取り組まれているというふうになっております。

私どもとしては、学校の授業で行われている、いわゆるクラブ活動については、こちらのほうは例えばどういう運動系のクラブがというのは、先ほどお話ししたとおり、把握しておりませんけれども、授業の教育課程の中で学校長が校内事情を踏まえてクラブ設定をして活動しているということで、こちらのほうはそのように捉えているところでございますので、そのあたりは、議員の意向も踏まえて、校長会ともお話しして、そういった運動系のクラブ設置ができるのかできないかも含めて、子どもたちが様々な活動ができるような配慮はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　令和４年度から保護者のほうで、小学校のほうはやっているということだったのですけれども、これはちょっと大中山のほうで私の聞こえてきている話の中でいくと、令和３年度だったかな、令和４年度から保護者ということですけれども、その前までは学校で先生が教えてくれていた。その中で、学校の方針なのか、教育委員会の方針なのかは分かりませんけれども、要は先生が教えないよと、先生は関わらないから、やるなら保護者でやってくださいよと切替えのときの１年だけは、先生もサポートしてやれた。ただ、やはりサポートしてやれた、例えば令和４年なのか５年なのか、そこは定かではないですけれども、保護者としてやったときというのはサポートを受けながらやっていますから、その保護者が卒業しますよね、子どもが大きくなりますので。そうしたら、保護者同士でそれが分からない状態でいった場合、指導者がいない状態になるのです。そうなると、やはり子どもが入ってきても教える人がいないとなれば、そもそもクラブというのは実際成り立たないではないですか。だから、ある意味では、小学校ではないですけれども、中学校でやろうとしている地域移行で、その辺のきちんとした対応がないと、実際、今の小学校のこの状況になるということだと思うのです。文科省で示しているのは、中学校の部活動のということになりますけれども、小学校の状態というのは、今まさにその状態で、指導者がいなくて困っている子どもたちというのは現実に去年もいましたし、そこをどうやって救っていくかということを教えていただきたい。

○議長（木下　敏）　学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　まさにそこが部活動の地域展開の難しいところでございまして、中学校のほうも、ほかの近隣市町もいろいろな方式でやられております。七飯町のほうは合同チームということで、町内の学校が合同で練習したりというような活動をしているところです。ここでも、中学校のほうでもやはり専門的な指導をできる先生が不足しているような状況で、こちらのほうは、私どもは人事協議のときに、専門的な部活動やそういった活動を指導できる先生をなるべく七飯町に来ていただきたいということでお話をしていますけれども、なかなかそこも難しいときがあるという状況となってございます。

同時に外部の指導者もいらっしゃるにはいらっしゃるのですけれども、やはりお仕事を務められていますので、なかなか注力できない部分があると。こちらのほうも、そういったことで、実際今、学校のほうに入っている指導員の地域の方もいらっしゃいますけれども、数というか、いろいろな方をお招きするのがなかなか難しい状況です。

小学校のほうも、指導者も当初やはりそのような形で学校の先生が指導をしていた部分がありましたけれども、先ほど御答弁したとおり、地域に移行したときに、いろいろ働き方改革、先生方の負担等もありまして、教育委員会としては学校のほうに、地域の少年団ですかね、地域スポーツのほうに注力がなかなか難しいよということでお話ししております。というのは、やはり勤務時間がございますので、こちらの地域の活動となりますと、学校としての活動ではありませんので、やはり教員の方は定時以降の活動になってしまうので

す。七重小学校も大中山小学校も大体４時半近くまで勤務時間がありますので、そこからの指導というのはなかなか難しいという状況です。ただ、休日等もございますので、私どもとしては学校にまず、もしそういった形で地域に指導をしていただけるような先生方がいればということで声かけ等を、これまでもしておりますけれども、続けさせていただきたいと思いますが、外部の指導員を確保するというのは、中学校のほうの部活の地域移行のほうでも問題になっておりますように難しいと、非常に苦慮しているというのが現状でございます。御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　難しいというのは分かるのですけれども、まず小学校の関係ですけれども、クラブ活動に関して、これは令和６年３月に文科省の国立教育政策研究所の教育家庭研究センターというところで、児童会活動とクラブ活動について推進する資料を出しているのですけれども、これは教員向けなのかな。要はクラブ活動は主として第４学年以上の児童が異学年、異なる学年の仲間と一緒にやったりとか、様々そういうクラブ活動を通して自発的・自主的な活動が展開できるようにするために、適切な授業時数ということで進めているというので、クラブ活動というものの必要性というのをうたっている文科省の資料があるのですけれども、あくまでも授業の中でやるというのであれば、それはそれでもいいのですけれども、ちょっと現実的な場面が私は想像ができないのですけれども、やはりスポーツクラブだとか、文系のクラブだとかということでもありますので、その辺は現状七飯町内の小学校の状況とそういうのは合っているのかどうか。実際に先生たちの働き方改革が進んでいる中で、働き方改革が悪いとは言いませんけれども、それをやったことによって困る人が出てくる。その困る人というのは子どもたちなのです。子どもたちがスポーツをやる機会がないという状況をつくっている状態で進めていくと、七飯の子どもたちは、スポーツでよく箱根で走っている方も１人、２人ではないですよね、何人かいますし、野球もそうですけれども。本当にどこの地域も一緒かもしれないですけれども、やはりやればやるだけ頑張れる子どもはいるのです。まずは第一段階の小学校のときのきっかけ、これはスポーツをやるきっかけになるところですから、そのきっかけが今ない状態で七飯町はやっていますから。それは非常に子どもたちにとってすごくかわいそうだし、お金のある家庭なり、もしくは最初からプロ野球選手になりたいのだとかいうような考え方の子どもたちだとか、親御さんは最初からクラブチームだとかそういうところに入れますので、なくてもいいのですけれども、やはり地域に通っている子どもたちがスポーツをやる機会というのを与えるというのが地方自治の役割ですから、そこをしっかり打ち出していかないと、先生がいないから、時間が超えるから教えられないというのであれば、本当に子どもがかわいそうになってしまいますので、その辺について。

○議長（木下　敏）　学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　それでは、お答えしてまいります。

私ども、小学校の子どもがまずスポーツに触れる入り口といいますか、窓口といいますか、そういったものは非常に大切なものであると感じるところでございます。

１回目の答弁で申しましたとおり、今、学校で、いわゆる学校の授業の中であるクラブ活動につきましては、こちらのほうがどれだけ運動系のクラブがあるか分かりませんけれども、そちらにつきましては、こちらから各学校のほうに、そういった意味も踏まえて対応できるところは検討いただきたいというふうにお願いをしていきたいと考えております。

ただもう一つの、いわゆる地域に移っているものにつきましては、私どもは協力の呼びかけができる状況がやはり今としては、そのあたりが限界とは言いませんけれども、そのあたりがということで、小学校とはいえ、今、中学校の部活動について地域移行を進めている中で、小学校で学校を中心にまた回帰してしまうとなると、今後趣旨から外れていく部分もありまして、改めて学校教育の一環として取り組むことについては非常に厳し

いというふうに感じております。こちらにつきましては、今、地域にある団体のほうでうまく活動が、例えば今実際に七重小学校である程度大規模にやられておりますので、そちらのほうで例えば一緒に活動を検討できないのかとか、そういった方法を考えていければということで、そちらのほうは、主催者が私どもでなくて保護者の団体のほうですから、そちらの方のお考えが当然第一に出てきますけれども、そういったことで協力を得られないかなと考えるところでございます。御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（髙橋雅貴）　今、子どもたちのスポーツのできる環境ということだったので、私のほうから御説明させていただきたいのですけれども、現在、町内には野球やサッカー、柔道、剣道、バドミントン、ハンドボールといった６種類、１１団体の少年団がございます。また、町内には少年団登録をしていないミニバスケットボールや陸上、ソフトテニス、サッカーなど４種目、６団体があり、合わせると９種目、１７団体が町内で活動しております。全ての種目には対応できていない状況ですけれども、子どもたちがスポーツに触れ合う環境は整備されているほうかなとは考えております。

また、先ほどありました陸上教室の関係ですけれども、渡島の１０市町村を調べたところ、陸上だけに限りますと、８市町が少年団活動として活動しておりまして、七飯町を含む２市町がクラブチームとして活動しております。１町村が、以前の七飯のように学校の課外活動ということで、陸上の大会に出ているところでございます。ここも、学校教育課長から御説明がありましたけれども、指導者で困っているということですので、何とか指導者を見つけるような努力をしていきたいなと考えておりますし、ぜひその団体に御相談をして対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　指導者がいないということで、結局はそういう結論になってしまうとは思うのですけれども、やはり今、小学校が置かれているというのは、部活動の地域移行の前段状態になっているのが現状ですから、やはりこれをきちんと解決できないようであれば、中学校も一緒なのですよ。これは早くやってもらわないと。地域移行の位置づけとしても、学校部活動が担ってきた意義の継承、発展、新たな価値の創出というのが、市町村の役割というのが出ていますので、文科省から、これスポーツ庁かな。部活動の移行の関係で出ていますので、そこをしっかり守ってもらわないと、子どもたちが教えてもらう機会がないですから。指導者がいないからどうしようではなくて、指導者がいないから、町としてそれを集めるために何をやるかとか、そういったものを形にしていかないと、それを来年からやりましょう、再来年からやりましょうとやっていたら、１年、２年でまた卒業していく子どもがいますから、そこをどういうスピード感でやっていくか、お願いします。

○議長（木下　敏）　学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　まさに今、議員の御指摘のとおりでございます。中学校のほうも現在合同チーム方式ということで、実際に中体連のほうの活動については大きな問題はないとは聞いておりますけれども、ただ大きな問題がないからそのままということにはなりません。大きな問題になる前に解決していかなければいけないということで、私ども、そこにちょっと注力できていなかったことは大変申し訳なく思うところでございます。こちらのほうは、分けるわけではないのですけれども、やはり学校の活動の中でのいわゆる教育課程の中での活動、そして地域の少年スポーツといいますか、少年団といいますか、地域のスポーツとしての活動で、こちらが互いに動くと、それこそ最終的な地域展開というのができなくなりますので、こちらのほうがなかなかうまく連携しないとうまくいくものもいかないということで、同じ教育委員会内でございますので、その辺はスポーツ振興課とも連携して。速やかにという言い方になってしまいますけれども、考えていきたいと思っております。まず、学校にお話しさせていただくことはさせていただいて、あと今、中

学校のほうにも投げかけていますけれども、校長会のほうに改めて小学校のほうも、そういった全体の考え方もお示ししながら、教育委員会として対応をスポーツ振興課と連携していきたいと思いますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　実際に困っている子どもがいますので、それを早くどうにかしてほしいというのが、保護者なり、学校というか、そういう環境に置かれている方のことだと思います。

実際、一般の町民の方も、小学校で陸上クラブだとか、何クラブだとかをやるというのは当たり前に思っていると思うのですよ。僕もそうでしたけれども、小さい頃、小学校に行っているときというのは必ずクラブ活動でそういうふうにやっていたと思うのですけれども、それができなくなっているという実態が町民の方は分からない人も、学校に関わる、子どもに関わる親御さん以外は分からないというのもあるかもしれませんけれども、やはりそこというのは町としてきちんと救ってあげるところではないとまずいと思うので、そのスピード感と対策というのは今ここで、こうする、ああするとは言えないかもしれませんけれども、今困っている子どもたちの対応はしっかりするということでよろしいですか。

○議長（木下　敏）　教育長。

○教育長（倍楼　司）　それでは、私のほうから御答弁申し上げたいと思います。

まず私ども教育委員会としても、子どもたちが生涯にわたってスポーツ、文化をたしなむというか、それを楽しむためには、やはり小さな時期からそのようなものを経験するというのは大事なところだというような認識でございます。

その中で、大きな部分では全国的に部活動の地域展開ということで、今、学校活動でございますけれども、地域で主体的にクラブを運営しながら、そこの指導者も学校の先生ではなくて、地域としてその指導者を見つけて運営してもらうような状況に移行するというのが国の考え方でございます。その国の考え方があって、七飯町としても国の方針に乗って、これから進めていくわけでございますけれども、やはり誰がどこで活動していくのかというのが、大きな課題を解決しなければならないところだと思います。最終的には、将来的には地域展開ということで、地域のクラブをつくっていくというようなところに落とし込みながらいくわけでございますけれども、来年度、再来年度についてはというか、学校の段階でも、今まさに中体連のスポーツ大会をやってございますけれども、七飯町のチームは合同でスポーツ大会に出るとかというような形にしております。

その先、拠点校ということで、例えば野球については、大中山中学校を拠点として活動するだとか、サッカーは七飯中学校でやるだとか、そういう拠点校方式というのもありますので、中体連の部活動につきましては、そういうような校長会だとか、御意見をいただきながら、部活動を守っていく、これから進めていくというようなところをしていきたいと思います。

議員の御質問にある小学校での活動ということでございます。それも、現在スポーツ少年団等ありながら、でも、地域のクラブ活動ということで、スポーツ少年団でない活動をしている方もいらっしゃるという現実があります。このスポーツ少年団活動も、実は小学生、中学生、高校生まで活動はできる。これは本当に、地域のクラブ活動としての意識を持って、将来的には小中高で、例えば大中山での陸上についても、大中山小学校で陸上クラブを立ち上げて、そこで先生、指導者の方を選んでというか、指導してもらう。中学校で陸上の指導者をどこかで見つけて、小中それぞれにやっていただくというのもありかもしれませんけれども、これからやはりその指導者をいかに見つけていくか、お願いしてやっていただくかというのが大きくなるものですから、将来的には小中高を含めて地域クラブということで、１個のクラブをつくって、その中で大中山の陸上を、小中高を含めてやっていただくような形もあるのではないかと私は思っております。

現状そういうふうに考えているのですけれども、実際ないところから、そういう団体組織をつくる、指導者の当てを見つけていくというのは少し時間がかかると思っております。その中で、現

状、小学校段階でも、例えば今お話に出た陸上クラブの指導者をどう確保していくかというところの話もありますけれども、やはりこれから新しいものをつくるということになると、応分の財政負担もありますけれども、そこは子どもたちが困らないように検討は進めていきたいということを今、教育委員会のほうでは進めてまいりたいということで思っておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　教育長がおっしゃっていることも分かりますけれども、まず今いる子ども、その影響がある子どもに対しての取組をきちんとやってもらわないと困るという現状はありますので、実際そうやることによって確かにおっしゃるように、お金もかかってくると思います。地域の先生、指導者を呼んだり、呼ぶためにチラシなのか何かやったりとかいろいろと、そういう意味ではお金の問題も出てきますけれども、町長にお伺いしたいのですけれども、今そういう状況に置かれている小学生がいるというところで、教育委員会はそういう取組をするとおっしゃっていますけれども、それにお金も関わってくるというのは実際に地域移行に関しては出てくるのですけれども、この地域移行というのは多分来年度以降予算化はするのかなとは思うのですけれども、現状困っている子どもたちを救うために、例えば指導者を探すためだとか、そういう組織づくりをするための政策的な支援をやっていかないと、担当部局ではお金もないしできないという状態になると思うのです。ですから、微々たると言ったらおかしいですけれども、そんなに莫大な金額ではないと思うのですけれども、財政面を考えて、そこはきちんと支援して、今困っている子どもたちに対応していくというふうにしていただきたいのですけれども、町長はどう考えますか。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　小学生の陸上クラブというか、大分前ですけれども、私の子どもも大中山小学校時代に陸上のそういうのに入っていたこともありますし、小学校のグラウンドを使って、そのときは教員の方が指導者ということで、複数人、指導をしてくれて、子どもさんたちに教えてくれていたというような経験というか、見守ってきたことがあります。

今、予算のこともお話ししていましたけれども、指導者を探すということと、地域できちんとした形で、子どもさんたちに、保護者の方々にも御協力をいただいて、まずは手作りのと言ったらあれですけれども、そういうような陸上クラブみたいなものというのは、現実的に可能なのかどうか、指導者不足ということもありますから、それを見つける、それとか立ち上げる努力をするという部分では、一定程度そんなに金額とか具体的には分かりませんけれども、そういう部分では、動くことに対しては、七飯町の子どもさんたちもまだまだ多いということもありますし、そういうスポーツに取りかかるきっかけになるということを考えれば、創意工夫というか、そういうものに対しては、そんなお金がどれだけかかるのかなというような感じもあるのですけれども、そういう立ち上げの努力は進めたほうがよろしいかと私は考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　３問目を終わります。

４問目、今後の財政運営状況について。

令和８年４月２９日に渡島廃棄物処理広域連合が運営するクリーンおしまで火災が発生し、５月４日に鎮火が確認されております。

この火災の影響により、七飯町としても様々な対策が必要となり、現在対応しているところでありますが、今後も町民の生活を維持するためにも必要な措置や対策を講じていただきたいと思います。

しかしながら、それに伴い多額の費用が発生する状況でもあることから、次の点について伺います。

１、令和８年度の財政運営について、どれくらい影響があるのか。

２、今後の財政運営に影響はあるのか。

３、町の様々な事業の見直し等は必要ないのか。

○議長（木下　敏）　行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄）　それでは、４問目の御質問については財政課でお答えいたします。

令和８年４月２９日に発生したクリーンおしまの火災については、これまでの新聞報道及び６月８日に開催された七飯町議会議員全員協議会での情報提供等で、施設の再稼働が当面困難な状況により、可燃ごみの処理に対応が急がれるものであること。また、その費用負担についても相当な負担が見込まれるなど、極めて深刻な状況であることを御説明してございます。

広域連合での当初の説明によれば、施設の被害状況、被害額、保険適用の有無、復旧方法、財源措置など、いずれについても不確定要素が極めて多く、今後の調査や関係機関との協議により、その内容が大きく変動する可能性があることを前置きしながらも、令和８年度の代替処理、遠隔地委託方式に係る全体経費の見込額を約２９億円と試算しており、その一方で、この火災により施設停止となった当初の施設維持運営費の減額分、約５億１，２００万円を控除した場合、約２３億８，８００万円の費用負担になると、渡島廃棄物処理広域連合議会全員協議会で説明があったものでございます。

それでは１点目の、令和８年度の財政運営にどれくらい影響があるのかの御質問でございますが、先ほどの全体経費である約２３億８，８００万円を、仮に現時点での構成市町全体の負担額として置き換えた場合、可燃ごみの排出量に応じた七飯町の負担割合で試算しますと、その負担額はおよそ６億円と見込まれ、単年度でその費用負担をするとなると、一時的に財政調整基金からの繰入金により対応するほかないものと考えているところでございます。

次に、２点目の今後の財政運営に影響はあるのかという御質問でございますが、クリーンおしまが全面復旧する見通しが広域連合から示されていない状況でありますが、再稼働するまでの期間が長期に及ぶ場合、当町の財政運営も極めて深刻な状況に陥ることが危惧され、今後の財政運営については言及できない状況でございます。

仮に、先ほどの令和８年度の七飯町負担額約６億円をベースとした場合、令和８年度末の財政調整基金の残高が約５億９，８００万円と見込まれ、令和９年度の当初予算編成が非常に厳しい状況になることが予想されます。このことにより、各方面に多大な影響が及ぶことは必然的な状況であると考えられます。

最後に、３点目の町の様々な事業の見直し等は必要ないのかでございますが、現時点では全面復旧までの見通しが見えない中で、悲観的に見ても町の各種事業を見直し、またその対策を検討し、今からでも既存事業の停止や新規事業の凍結、必要最低限の予算で対応しなければならないものなど、今後の町政運営を維持するためにも必要な措置を講じなければならないものと考えております。そのことによって、町民の皆様に対し、これまでと同様の行政サービスができなくなることへの懸念などもございますが、できる限りの対応をしなければならないものと考えてございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　クリーンおしまの火災で、町にとっては思わぬことになってしまったということですけれども、現実的にこういう災害がなくても、七飯町も財政状況は大変だということで、今までもいろいろなやりくりをしてきたと思うのですけれども、このように想定しない出来事が起きて、現状、今のお話を聞くと、このままでいきますと、６億円を財政調整基金から対応するということだと思いますので、その中で今度令和９年度の新年度予算編成が厳しいと、現時点でありますけれども、そういうような見解が出ているということでいくと、本当にどうするのかなと。これはしっかり対応していかないと、町が悪いわけではないのですけれども、やはり何らかの対応をしっかり取っていかなければいけない。そして、ある意味では町の様々な事業の見直しというのもあると思うのですけれども、その辺についてどう対応していくのか。これはスピード感を持ってやらないといけないと思うのですけれども、その辺について。

○議長（木下　敏）　行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄）　昨今は、町のいろいろな財政需要についても、例えば高齢化による社会保障費の増加や、例えば今は物価や人件費の高騰で予算を組むのも大変な状況にございます。また、このような形でクリーンおしまの火災が発生したことによって、その見通しが見えない中で、これから予算を編成していくということになりますと、大変難しい状況であるというのは、町全体も含めて重々理解しているところでございます。

具体的な見直しの事項につきましては、まだ今段階で決まったものはございませんが、対策の一つの例としましては、やはり各種事務事業の見直しとしては、休止、延期、廃止なども含めて、予算全体を削減することが必要と考えております。

また、これまでも施設の使用料の見直しにつきましては、これまでも重ねて行ってきましたが、これらについても、また引き続き一から検証し直してやる必要もあるかと思います。

あとまた、査定方式の変更でございますけれども、今までは例年１１月初旬に各課からの予算要求を受け付けて、１２月中旬から予算査定を開始していたものを、できるだけ早期に予算編成に着手できるように、このスケジュールをまず変更したいと思います。これまでは予算配分という査定方式であったものについては、各担当課において、過去の決算額を基に事業実施に必要な最低限の予算要求額に変更するように、担当課でまず考えていただくような形で、予算を集約してまいりたいと思います。その中で、各担当課にも事業の優先順位づけを徹底してもらいまして、事業そのものを廃止、延期、休止することができるもの、事業費を圧縮、削減することができるもの、支払い義務があり削減できないものなどに分類して、これは予算査定というよりかは、各課のできる限りの協力が必要というふうに財政サイドでも考えているところでございますので、主体的にできる限りの予算削減を図っていただきたいというのが今後の示す通知となります。

さらに、各課でリストアップした事業につきましては、この要求額を基に査定のスタイルも改めまして、町長及び教育長を筆頭に予算査定を早期にできるだけ早く開始しまして、事業１件ごとに審査・判定、こちらにつきましては延期できるか、廃止するか、事業を縮小するかをいずれもこの時期で判断していきたいと思っております。こちらにつきましては、クリーンおしまが再稼働するまでの間、再稼働の見通しがつくまでの間、この方法を繰り返し、できるだけ財政調整基金が枯渇しないような対応が必要だというふうに財政サイドのほうでは考えております。

まだ、具体的な方針、こういうふうにしていくというものは決まってはございませんけれども、最初に言ったのは対策の一つの例であって、これから予算査定、もしくはものについては早急に開始していきたいというのがこちらの考えでございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　財政課のほうで、予算のスケジュール等を早めていろいろやるということなのですけれども、事務方としてはそういう対応を取らざるを得なくなってしまっている状況なのだなというのは今分かったのですけれども、私も本来であれば、町のサービスなり、様々なことというのはしっかり予算をつけてやっていただきたいという側なのですけれども、そこまで慎重な重大な状況であるということであれば、ある意味事務方といいますか、財政課を中心に、ここを削って、あそこを削ってと担当課の皆さんに言うにしても、やはり担当課は担当課でそれぞれ必要だということで今までもやってきていると思うのです。ですので、やはりそこというのは町長も政策的に今こういう状態だと、ある意味非常事態だと、そういう状態なので、一旦見直すものは見直すというのを各課に、町長がやはり政策的に、これはトップ、リーダーとしてですよ、指示しないと、各課の担当の課長たちもここを削ったらとは、やはり当然削るということは町民から不満も来ますから、なかなかできないと思います。そういった意味では、町長がしっかりそこを主導でやっていかないと、財政状況というのが大変に

なってくると思いますので、その辺について。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　今回のクリーンおしまの突発的な火災につきましては、いまだ原因不明というようなことで、いつまで対処に追われるのかというような、まだ期限も決まっていない状況でございますけれども、今想定した部分では、財政担当の統括監が申し上げたとおり、現状、財政調整基金を大幅に繰入れしなければ対応し切れないという部分で、まずはクリーンおしまの広域連合に、今のごみ仮処理といいますか、仮処理の部分でのきちんと精査した事業費と、それから期間をいつまでというようなものを早めに、また原因究明も早めに出してもらうというようなことはこちら側からも要請してまいりますし、その上で、今申し上げましたとおり、町の財政調整基金も令和３年ぐらいまでは１０億円を切っていたというような状況の中で、行財政の担当が整理しながら、繰上償還をしたり、それから積立てもしながら１３億円まで積んできたというような状況の中で、今後、ごみの仮処分がそういうふうにしていつまで続くのか分からない状況でいくと、今年度でおよそ５億円から６億円を支消しなければならないというような現状でございますので、危機的な状況だというふうになりますし、その部分、私のほうからももちろん職員に、そういう財政危機というような中での今の行政サービスの見直しですね、基本的には、国・道に上乗せしている部分、単独補助の部分、補助費だとかも含めて全体で、住民の皆様にはちょっと御不便かける場合もあるかとは思いますけれども、それぐらいの指示をしながら、きちんとした安定経営ができるように、令和９年度の予算編成も含めた上で取り組んでまいりたいと思いますし、通常ですと、新年度の部分は１１月、１２月ぐらいに予算編成ということですけれども、それを早めて、職員の予算査定も含めてきちんと各課に行き届くように対処してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　以上で、一般質問を終わります。

日程第３

承認第４号　専決処分の承認を求めることについて

○議長（木下　敏）　日程第３　承認第４号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄）　承認第４号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり令和８年度七飯町一般会計補正予算（第２号）を専決処分しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

このたび、専決処分を行った一般会計補正予算（第２号）は、令和８年４月２９日早朝、渡島廃棄物処理広域連合が運営するクリーンおしまで火災が発生し、５月４日に鎮火が確認された同施設の今後の状況において、臨時緊急的に発生する経費のうち、応急処理に要した費用について専決処分を行ったものでございます。

この火災により、広域連合では施設の復旧にめどが立っていない状況から施設を当面停止し、この間のごみ処理及び施設の復旧について、あらゆる方面から検討がなされている状況でございます。

今回、専決処分により行った補正予算については、広域連合が示す火災発生から令和８年６月３０日までに発生する臨時緊急的経費のうち、構成市町が応急処理として実施する収集した可燃ごみを仮置きするための袋詰め、運搬、一時保管、堆積する作業費用と、この仮置き場所を設置する造成費用などでございますが、現時点では、施設の被害状況、被害額、保険適用の有無、復旧方法、財源措置など、いずれについても不確定要素が極めて多く、今後の調査や関係機関との協議により、今後の状況も大きく変動する可能性があることを広域連合から報告を受けているところでございます。

それでは、補正予算の説明となりますが、第１条は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，７２５万６，０００円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ１２９億１，１３０万６，０００円とするものでございます。

初めに、歳出から御説明申し上げます。

９ページをお開き願います。

４款衛生費２項２目塵芥処理費の廃棄物処理費は、当初町長の政策予算編成で計上予定だった一般廃棄物最終処分場の延命化事業で、今回発生したクリーンおしまの火災により、急遽第２仮置場として使用する事態になったため、前倒しで整備するもので、クリーンセンター第２処分場えん堤築造工事に１，７９６万３，０００円を追加し、次に、可燃ごみ応急処理及び広域処理事業費は、今回発生したクリーンおしまの火災に対応するため新たに事業予算を設定するもので、１２設委託料の可燃ごみ仮置場設置造成委託料は、現在埋立てが完了したクリーンセンター第１処分場を仮置場として使用するための造成費用に１，０８１万３，０００円、可燃ごみ仮置集積運搬委託料は、前段の説明のとおり、収集した可燃ごみを袋詰めし、仮置場に運搬、一時保管に要する作業費用に１，８４８万円をそれぞれ追加するものでございます。

続きまして、７ページの歳入にお戻り願います。

１８款繰入金１項１目財政調整基金繰入金は、今回発生したクリーンおしまの火災に対応するため、臨時緊急的経費に充てるための財源に２，９００万円を追加。次に、８目公共施設整備基金繰入金は、クリーンセンター第２処分場えん堤築造工事の財源に４５６万３，０００円を追加。

１９款１項１目繰越金の前年度繰越金は、この補正予算の歳入歳出差引調整額に２９万３，０００円を追加。

２１款町債１項１目衛生債は、クリーンセンター第２処分場えん堤築造工事に係る一般廃棄物最終処分場延命化事業債で１，３４０万円を追加するものでございます。

最後に、この町債の追加に伴う地方債補正の説明といたしまして、３ページにお戻り願います。

第２表の地方債補正でございますが、追加となるのは前段の説明のとおり、一般廃棄物最終処分場延命化事業で、限度額を１，３４０万円に設定し、起債の方法、利率、償還の方法については、議案に記載のとおりでございます。

なお、今回の専決処分による補正予算で行った七飯町の直接執行費は、今後のごみ処理の対応分も含めて、後日、広域連合が取りまとめて精算が行われる予定となっておりますが、引き続き広域連合の火災対応については、議員皆様にも情報提供してまいりたいと考えておりますので御理解願います。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

神﨑和枝議員。

○２番（神﨑和枝）　ただいま一般質問でもありましたクリーンセンターのことですが、これは９ページの衛生費ということで質問してもいいですか。

委託料で１，７９６万３，０００円と、広域処理事業費で２，９２９万３，０００円ということで、そのほかに今年度、今の統括監のお話では、５億円、６億円近い金額がかかっていくのではないかなということでお話しされていますが、このままクリーンセンターがいつ稼働するか分からない状態の中で、稼働するにしても、改修するにしても、一、二年、３年かかるのか、このままの状態でいくのか。その間また違う道も七飯町として考えているのかどうなのか、そのあたり考えていかなければならないのではないかなと思うのですけれども、この予算の中で、先ほど中川議員の一般質問で時間も足りなかったのかなと思っていますので、そのあたり教えていただきたいと思います。

○議長（木下　敏）　行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄）　今回の専決処分につきましては、こちらは町の直接執行経費として、令和８年４月２９日から令和８年６月３０日までの町の対応分でござ

います。

次に、これからクリーンおしまの関係につきましては、引き続き定例会に追加の補正予算を提案したいと思いますが、その前に議員の皆様にも時間を設けまして情報提供してまいりたいと思います。その中では、施設の復旧や、そこら辺の話が広域連合のほうから示された資料に基づいて行う予定でございますが、現在この段階としましては、何分不確定な要素が多いということで広域連合のほうから報告を受けて作成した補正予算でございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第４号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

日程第４

請願第１号再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの実効性強化を求める請願書

―――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第４　請願第１号再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの実効性強化を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題といたしました案件については、令和８年３月６日の本会議において、民生文教常任委員会に付託されたものであります。

閉会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

平松委員長。

○民生文教常任委員長（平松俊一）　読み上げて報告いたします。

委員会報告第９号。

民生文教常任委員会報告書。

令和８年３月６日第１回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和８年４月２８日。

七飯町議会議長　木下敏様。

民生文教常任委員会委員長　平松俊一。

記。

１、事件名。

請願第１号再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの実効性強化を求める請願書。

２、審査の経過。

令和８年３月６日、２５日、４月１４日、２８日の４日間、委員会を開催し、環境生活課長の出席を求め審査を行った。

３、決定及び理由。

（１）決定。

採択すべきもの。

（２）理由。

本請願書は、令和８年２月に七飯町字上藤城において太陽光発電施設の設置計画が進められ住民説明会が開催された事案において、請願者が現行の「七飯町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」に限界を感じたところであり、同時期に函館市においてパブリックコメントが実施された「函館市再生可能エネルギー発電施設の設置及び管理に関するガイドライン」と比較し、七飯町においても再生可能エネルギーの導入促進と住民生活の安心・安全の確保を両立させるため、現行ガイドラインの見直しまたは条例の制定により以下の措置を講じることを求めたものである。

１、事業計画届出制度の創設。

再生可能エネルギー発電設備の設置事業（ＦＩＴ／ＦＩＰ認定の有無を問わず、一定規模以上の全ての事業を対象とする）について、工事着手前の一定期日までに、事業計画（事業者名、発電事

業者名、事業区画、発電出力、配置図・排水計画図、撤去費用の確保方法、近隣住民等への説明の実施状況等を含む）を町に届け出る制度を創設すること。

２、住民説明の実質化。

事業者に対し近隣住民等への事前説明を義務づけるとともに、説明会の実施内容（説明資料、議事録、住民からの意見・要望及びこれに対する事業者の回答）を町に提出させる仕組みを整備すること。また、事業計画の重要な変更（区域の拡大、発電出力の増加、排水計画の変更等）がある場合には、改めて近隣住民等への説明を行わせること。

３、撤去費用確保の実効性の担保。

事業者に対し、発電設備の撤去及び処分に要する費用の確保方式（積立方式、積立額、保全措置等）を事業計画届出時に明示させるとともに、外部積立その他の倒産隔離措置を講ずるよう指導する枠組みを整備すること。

４、立地回避基準の明確化。

現行ガイドライン別表における「住宅等周辺１００メートル未満の区域」について、現行の「立地に慎重な検討を要するエリア」から「立地を避けるべきエリア」への格上げを検討すること。少なくとも、当該エリアにおいて事業を実施しようとする場合には、近隣住民の同意を得ることを要件とするなど、実効性のある措置を講じること。

５、ガイドラインの条例化の検討。

上記各項目の実効性を確保するため、現行のガイドライン（行政指導）にとどまらず、届出義務、説明義務及び撤去費用の確保に関する事項について、条例による制度化を検討すること。

委員会において、函館市が令和８年４月１日から施行している「函館市再生可能エネルギー発電施設の設置及び管理に関するガイドライン」と「七飯町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」の内容を対比し、環境生活課長より説明を聴取したところ、各地で起きている問題を未然に防ぐためにも、環境に対する配慮と地域との共生を図るため、当町のガイドラインを見直す予定であることが確認できた。

また、条例制定については、他自治体の状況を参考に検討していきたいと答弁があった。

民間企業等における再生可能エネルギー発電事業の実施に当たっては、自然環境や生活環境との調和を図るとともに、地域住民との合意形成が重要であると考えることから、再生可能エネルギーの導入に伴う環境や社会的課題を未然に防ぎ、地域との共生を実現していくための指針となるよう、ガイドラインの見直しや条例制定の検討を委員会として早急に求めるものである。

以上のことを留意の上、採決の結果、出席委員の全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

委員長、お疲れさまでした。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

請願第１号再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの実効性強化を求める請願書に対する委員長の報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――――――

日程第５

同意第１号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

―――――――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第５　同意第１号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長（杉原　太）　同意第１号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

次の者とは、氏名、堀純氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

提案理由となりますが、固定資産評価審査委員会委員であります堀純氏が、令和８年６月２６日で任期満了となることから、引き続き堀氏を選任したく提案するものでございます。

堀氏は、大沼で会社役員として勤務されており、大沼小学校ＰＴＡ会長、大沼岳陽学校ＰＴＡ会長のほか、七飯町まち・ひと・しごと創生推進委員会委員、まちづくり推進会議委員などの要職を務められており、周囲の信望も厚く、税に関する知識や固定資産評価についての豊富な識見を有しており、固定資産評価審査委員会委員として適任者であります。また、令和５年６月から固定資産評価審査委員会委員として御活躍されていることは御承知のことと存じます。

よって、同氏を適任と考え選任いたしたいと存じますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営例規第１１１項により討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

同意第１号固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

日程第６から日程第１９

同意第２号から同意第１５号まで

農業委員会委員の任命について

○議長（木下　敏）　日程第６　同意第２号農業委員会委員の任命についてから日程第１９　同意第１５号農業委員会委員の任命についてまで、以上１４件を一括して議題といたします。

一括して提案説明を求めます。

町長。

○町長（杉原　太）　農業委員会委員の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

同意第２号農業委員会委員の任命についてから同意第１５号農業委員会委員の任命についてまでの、以上１４件について一括して提案理由を御説明申し上げます。

同意第２号から同意第１５号までの１４件の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由となりますが、１４件、いずれも農業委員会委員が令和８年７月１９日で任期満了となることから、農業委員会等に関する法律第９条第１項の規定による推薦を受けた者について、七飯町農業委員候補者評価委員会において実施した評価の結果を尊重し、農業委員会の委員を任命することについて、同法第８条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

初めに、同意第２号の次の者とは、氏名青山誠氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第３号の次の者とは、氏名阿部貴志氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第４号の次の者とは、氏名池田泰久氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第５号の次の者とは、氏名池田陽一氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第６号の次の者とは、氏名岩崎和彦氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第７号の次の者とは、氏名神秀子氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第８号の次の者とは、氏名杉村久悦で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第９号の次の者とは、氏名千島武氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第１０号の次の者とは、氏名成田拓郎氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第１１号の次の者とは、氏名松田永氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第１２号の次の者とは、氏名宮田学氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第１３号の次の者とは、氏名宮本猛氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第１４号の次の者とは、氏名山川明氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に。同意第１５号の次の者とは、氏名輪島正一氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

以上、１４名の方々を適任と考え、任命いたしたいと存じますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（木下　敏）　これより、一括して質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題としております１４件は、人事案件でありますので、議会運営例規第１１１項により１４件全ての討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、一括議題としております１４件は、全て討論を省略することに決定いたしました。

これより採決を行いますが、議案ごとに順次行ってまいります。

最初に、同意第２号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第３号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第４号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第５号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第６号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第７号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第８号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第９号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第１０号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第１１号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第１２号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第１３号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第１４号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第１５号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

３時４５分に再開いたします。

午後　３時２８分　休憩

―――――――――――――――――――――

午後　３時４５分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

―――――――――――――――――――――

日程第２０

議案第１５号　七飯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

―――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第２０　議案第１５号七飯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件については、令和８年３月４日の本会議において、民生文教常

任委員会に付託されたものであります。

閉会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

平松俊一委員長。

○民生文教常任委員長（平松俊一）　読み上げて報告いたします。

委員会報告第１０号。

民生文教常任委員会報告書。

令和８年３月４日第１回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和８年４月１５日。

七飯町議会議長　木下敏様。

民生文教常任委員会委員長　平松俊一。

記。

１、事件名。

議案第１５号七飯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

２、審査の経過。

令和８年３月６日、２５日、４月１５日の３日間委員会を開催し、子育て支援課長の出席を求めて審査を行った。

３、決定及び理由。

（１）決定。

原案可決。

（２）理由。

当委員会に付託された「七飯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）」は、令和８年４月１日より「子ども・子育て支援法」に規定する乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）を実施する事業者のうち、内閣府令で定める「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（以下「国基準」という。）」に従い、または参酌して町が定める条例の基準を満たしていることが確認できた事業者は、「特定乳児等通園支援事業者」として乳児等支援給付費が給付されることから、国基準に従い、この条例を制定するものである。

乳児等通園支援事業とは、こども・誰でも通園制度といいますが、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成長環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、月一定時間まで利用可能の枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる事業のことを言います。

条例は３３条の章立ての構成となっており、その概要は次のとおりである。

第１章、総則では第１条、趣旨、第２条、一般原則について定める。

第２章、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準では、第１節、利用定員に関する基準において、第３条、利用定員について定めており、１時間当たりの利用定員や開所日時等を考慮して１月当たりの利用定員を定めるものとしている。

第２節、運営に関する基準では、第４条、面接において初めて利用する子どもの保護者と面談を実施し、重要事項を記載した文章を交付して説明した上で、同意を得ることを定めている。

その他、第２節では、第５条、正当な理由のない提供拒否の禁止、第６条、あっせん及び要請に対する協力、第７条、乳児等支援支給認定書に記載された事項の確認、第８条、乳児等支援給付認定の申請に係る援助、第９条、心身の状況等の把握、第１０条、特定教育・保育施設等との連携、第１１条、特定乳児等通園支援の提供の記録について定めている。

第１２条、支払では、保護者から受けることができる利用料、実費の徴収については、事前に文章により説明し同意を得ることが必要な場合等について定めている。

第１３条、乳児等支援給付費の額に係る通知等、第１４条、特定乳児等通園支援の取扱方針、第１５条、特定乳児等通園支援に関する評価等、第１６条、相談及び援助、第１７条、緊急時等の対応、第１８条、乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知について定めている。

第１９条、運営規定においては、事業者は運営についての重要事項に関する「運営規定」を定めておかなければならないとしている。

第２０条、勤務体制の確保等、第２１条、利用定員の遵守、第２２条、掲示等について定めている。

第２３条、乳児等支援給付認定子どもを平等に

取り扱う原則では、子どもたちの国籍、信条、社会的身分、支払の状況によって差別的な取扱いをしてはならないと定めている。

第２４条、虐待等の禁止では、事業所の職員は子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないと定めている。

第２５条、秘密保持等、第２６条、情報の提供等、第２７条、利益供与等の禁止、第２８条、苦情解決、第２９条、地域との連携等について定めている。

第３０条、事故発生の防止及び発生時の対応では、事故発生防止のための指針を整備し、事故発生時に必要な措置について定めている。

第３１条、会計の区分、第３２条、記録の整備等について定めている。

第３章、雑則では、第３３条、電磁的記録等について定めている。

附則については、施行期日を公布の日からとしている。

経過措置には、令和８年４月１日から起算して１年を経過する日までの間は、国基準をこの条例により定められた基準とみなすと規定している。

以上のことを留意の上、条例の内容を精査したところ、七飯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、国が定めた基準に従い条例制定するものであり、このことを踏まえ採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

委員長、お疲れさまでした。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第１５号七飯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告は原案可決であります。

本案について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――――――

日程第２１

議案第２５号　七飯町学校給食費条例の制定について

―――――――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第２１　議案第２５号七飯町学校給食費条例の制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校給食センター長。

○学校給食センター長（福永崇弘）　議案第２５号七飯町学校給食費条例の制定について、提案説明申し上げます。

それでは、議案関係資料１ページ、資料１の七飯町学校給食費条例の概要を御覧願います。

１の制定理由ですが、学校給食センターにおける給食費会計につきましては、これまで保護者から徴収した給食費を学校給食センターが管理する私会計方式により運営してまいりましたが、会計処理の透明性及び公金としての適正な管理を目的として、令和９年４月から公会計へ移行するために必要な事項を定める条例を制定するものです。

２の制定内容ですが、第１条は、条例の趣旨として、学校給食法第４条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めることを規定します。

第２条は、この条例における定義について規定します。

第３条は、学校給食の実施について規定します。

第４条は、学校給食費の徴収について規定します。

第５条は、学校給食費の減免について規定します。

第６条は、委任規定として、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることにつ

いて規定します。

３の施行期日ですが、この条例は、令和９年４月１日から施行します。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

江口勝幸議員。

○３番（江口勝幸）　議案第２５号七飯町学校給食費条例に関する質問ですけれども、本条例の制定は、議案関係資料の説明理由にあるように、会計処理の透明性及び公金としての適正な管理を目的として、公会計へ移行するための条例制定ということでの説明なので、前回の全員協議会で問題提起のあった食材等の納入業者に関して、給食センターで要項をつくるのではなく、町長部局の納入方法を採用することが検討されると教育長の答弁があったので、その件に関して今どうなっているのか質問いたします。

○議長（木下　敏）　学校給食センター長。

○学校給食センター長（福永崇弘）　給食の納入に関しての御質問ですが、先日行われました議員全員協議会のほうでも、そういった御意見がありましたので、こちらで検討した結果、町の財務会計規則等にのっとって対応していくというような形にしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第２５号七飯町学校給食費条例の制定については、詳細な審査を要することから、民生文教常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査といたしたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は民生文教常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第２２

議案第２６号　七飯町学校給食センター条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第２２　議案第２６号七飯町学校給食センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校給食センター長。

○学校給食センター長（福永崇弘）　議案第２６号七飯町学校給食センター条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

それでは、議案関係資料２ページ、資料２の七飯町学校給食センター条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

１の改正理由ですが、学校給食センターの設置、運営等を定めた学校給食センター条例の七飯町学校給食センター運営委員会の委員数について、現状の学校数に合わせた委員数とするため、定数を変更するものです。

また、所要の文言整理を行います。

２の改正内容ですが、第６条第１項中の「にはその運営を適正かつ円滑ならしめる」を「の効果的運営を図る」に改め、同条第４項中の「２０名」を「１５名」に改めます。

３の施行期日ですが、この条例は令和９年４月１日から施行します。

なお、新旧対照表につきましては、議案関係資料３ページ、資料３に添付してございますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

稲垣明美議員。

○８番（稲垣明美）　２０名から１５名に変更になって、改めていますけれども、何かからの指導があっての人数変更なのか、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（木下　敏）　学校給食センター長。

○学校給食センター長（福永崇弘）　現在２０名

という形で運営委員の人数になっておりますが、この間、大沼地区で、もともとあった学校が岳陽学校という形で統合された経緯もありまして、運営委員会の委員が各学校長とＰＴＡ会長１名、それに有識者１名という形で現在運営しております。それに伴いまして、学校数が今７校ございますので、学校長が７名とＰＴＡ会長が７名、それに有識者が１名ということで、合計１５名というような形で変更を改めるというような形でございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第２６号七飯町学校給食センター条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

日程第２３

議案第２７号　七飯町手数料条例の一部改正について

―――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第２３　議案第２７号七飯町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　それでは、議案第２７号七飯町手数料条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

議案関係資料にて説明させていただきますので、４ページ、資料４を御覧願います。

七飯町手数料条例の一部を改正する条例の概要になります。

１、改正理由。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例により、令和８年７月１日から宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務の一部が北海道から七飯町へ権限委譲されることに伴い、宅地造成または特定盛土等に関する工事等の許可申請に係る手数料を新設するため、七飯町手数料条例の一部を改正するものです。

２、改正内容になります。

手数料の額に関しては、北海道から権限委譲されることから、北海道建設部手数料条例に基づき同額を定めるものです。

表を御覧願います。

盛土又は切土をする土地の面積・土石を堆積する土地の面積に、宅地造成・特定盛土等と土石の堆積の手数料の額が表のとおり、面積によってそれぞれ金額を定めるものであります。

※変更の許可申請に係る手数料その他手数料については、上表に示す金額と同一です。ただし、設計の変更を伴わないものについては、面積の区分を問わず一律で１万１，０００円となります。また、宅地造成及び特定盛土等規制法適合証交付手数料は９３０円となります。

３、施行期日につきましては、この条例は、令和８年７月１日から施行します。

次のページから資料５として新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第２７号七飯町手数料条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――

日程第２４

議案第２８号　七飯町公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

―――――――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第２４　議案第２８号七飯町公営企業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（庭田昌輝）　それでは、議案第２８号七飯町公営企業の設置等に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

改正内容につきまして、議案関係資料で説明させていただきますので、資料の１０ページにございます資料６をお開き願います。

最初に１の改正理由でございますが、流域関連公共下水道の事業計画の見直しにより最大計画汚水量に変更が生じていることから、所要の一部改正を行うものでございます。

次に２の改正内容でございますが、同条例第３条第３項の表中、１日最大計画汚水量の項について、最新の事業計画と整合させるため、記載のとおり、変更前の数値を変更後の数値に改めるものでございます。

なお、補足となりますが、こちらの最大計画汚水量が１６０立方メートル減少した理由でございますが、北海道新幹線の札幌延伸が延期になったことにより、新幹線車両基地からの排水量の増加を見込んでいた分を一旦解消するものでございます。

次に、３の施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、次の１１ページにございます資料７を御参照願います。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第２８号七飯町公営企業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――

日程第２５

議案第２９号　久根別川橋架替工事請負契約の締結について

―――――――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第２５　議案第２９号久根別川橋架替工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

土木課長。

○土木課長（坂田純一）　それでは、議案第２９号久根別川橋架替工事請負契約の締結について、提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、久根別川橋架替工事請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしましては、１、契約の目的、久根別川橋架替工事。

工事概要は、工事延長１８０メートル。橋梁延長、２３．９１８メートル。場所打杭１２本。桁長さ２３．７メートル。

２、契約の方法、地域限定型一般競争入札。

３、契約金額、３億７，６０９万円。

４、契約の相手方、相互・鈴木特定建設工事共同企業体。代表者、亀田郡七飯町字桜町３５番地、株式会社相互建設　代表取締役　大竹キヨエ氏でございます。

次のページをお開き願います。

平面図となります。赤色で旗揚げしている箇所が今回の工事の場所となっております。

次のページをお開き願います。

橋梁一般図となります。

左上段が側面図、左下段が平面図、右上段が断面図、右下段が計画河川断面図となっております。

なお、議案関係資料１２ページに久根別川橋架替工事の入札の経緯と結果を添付しておりますので御参照願います。

簡単ですが、提案説明は以上でございます。議決いただきますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第２９号久根別川橋架替工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――

日程第２６

議案第３０号　峠下４号線改良舗装工事（令和７年度補正）請負契約の締結について

―――――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第２６　議案第３０号峠下４号線改良舗装工事（令和７年度補正）請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

土木課長。

○土木課長（坂田純一）　それでは、議案第３０号峠下４号線改良舗装工事（令和７年度補正）請負契約の締結について、提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、峠下４号線改良舗装工事（令和７年度補正）請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしましては、１、契約の目的、峠下４号線改良舗装工事（令和７年度補正）。

工事概要は、工事延長２５０メートル。鉄筋コンクリート高圧管１８０メートル。管（函）渠型側溝２４メートル。舗装工一式。

２、契約の方法、地域限定型一般競争入札。

３、契約金額、７，５７９万円。

４、契約の相手方、亀田郡七飯町字桜町３５番地、株式会社相互建設、代表取締役　大竹キヨヱ氏でございます。

次のページをお開き願います。

平面図となります。赤色で旗揚げしている箇所が今回の工事の場所となっております。

なお、議案関係資料１３ページに峠下４号線改良舗装工事（令和７年度補正）の入札の経緯と結果を添付しておりますので御参照願います。

簡単ですが、提案説明は以上でございます。議決いただきますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第３０号峠下４号線改良舗装工事（令和７年度補正）請負契約の締結についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――

日程第２７

議案第３１号　大中山中学校空調設備設置機械設備工事請負契約の締結について

―――――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第２７　議案第３１号大中山中学校空調設備設置機械設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

教育監兼教育総務課長。

○教育監兼教育総務課長（磯場嘉和）　それでは、議案第３１号大中山中学校空調設備設置機械設備工事請負契約の締結について、提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、大中山中学校空調設備設置機械設備工事の請負契約を次のとおり締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、１、契約の目的は、普通教室、職員室、校長室等のエアコン新設工事、ルームエアコン３４台。

普通教室棟及び管理棟の暖房更新工事、ＦＦ式暖房機３７台、遠赤外線暖房機３台、電気パネルヒーター３６台。

２、契約の方法は、地域限定型一般競争入札。

３、契約金額は、１億４５０万円。

４、契約の相手方は、川股・石岡・久慈特定建設工事共同企業体。代表者、函館市桔梗町６９５番地５、株式会社川股設備工業、代表取締役　川股幸徳氏でございます。

次のページをお開き願います。

工事関係図面になります。

１枚目が１階平面図で、青色で着色している部分がルームエアコン、赤色がＦＦ式暖房機、オレンジ色が遠赤外線暖房機、緑色が電気パネルヒーターの位置でございます。

裏面が２階平面図、次のページが３階平面図となり、それぞれの着色部分は１階と同様の説明となります。

なお、議案関係資料１４ページの資料１０に大中山中学校空調設備設置機械設備工事の入札の経緯と結果を添付しておりますので御参照願います。

簡単ですが、提案説明は以上でございます。議決いただきますよう、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　グラウンドに近い、上下で言えば一番下の校舎部分、ここは理科室とかですか、それが冷暖房ともに設置の予定はなくなっています。２階部分に関しては、冷房のみがあると。これは、暖房は現状のままで大丈夫ということなのでしょうか。それから、１階部分は冷房が必要なくても大丈夫という解釈なのですか。この説明をお願いします。

○議長（木下　敏）　教育監兼教育総務課長。

○教育監兼教育総務課長（磯場嘉和）　まず、今回の冷房の設置場所でございますけれども、普通教室、また特別支援の部屋ということで、特別教室は入ってございません。音楽室ですとか、美術室とか、そういうところは入っていないということで、１階部分についてはないと。２階のエアコンが入っているのは特別支援教室であるということで、冷房が入っているということで御理解いただければと思います。

また、暖房については、グラウンド側の建物については、暖房は問題ないということでございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第３１号大中山中学校空調設備設置機械設備工事請負契約の締結についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――

日程第２８

議案第３２号　大中山中学校空調設備設置電気設備工事請負契約の締結について

―――――――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第２８　議案第３２号

大中山中学校空調設備設置電気設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

教育監兼教育総務課長。

○教育監兼教育総務課長（磯場嘉和）　それでは、議案第３２号大中山中学校空調設備設置電気設備工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、大中山中学校空調設備設置電気設備工事の請負契約を次のとおり締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、１、契約の目的は、普通教室、職員室、校長室等のエアコン設置工事に伴う電気設備工事。

普通教室棟及び管理棟の暖房更新工事に伴う電気設備工事。

キュービクルの更新工事。

２、契約の方法は、地域限定型一般競争入札。

３、契約金額は、６，６８５万８，０００円。

４、契約の相手方は、中・松田・ワタナベ特定建設工事共同企業体。代表者、亀田郡七飯町大川５丁目２番２２号、株式会社中電設工事、代表取締役　中野英氏でございます。

次のページをお開き願います。

工事関係図面になります。

黄色で着色している部分が新規キュービクルでございます。

なお、議案関係資料１５ページの資料１１に大中山中学校空調設備設置電気設備工事の入札の経緯と結果を添付してございますので御参照願います。

以上簡単ですが、提案説明とさせていただきます。議決いただきますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　体育館の冷房というのはずっと考えないということなのでしょうか。その点だけお伺いします。

○議長（木下　敏）　教育監兼教育総務課長。

○教育監兼教育総務課長（磯場嘉和）　まずは、普通教室等生徒が直接使う教室の冷房を最優先させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　今このキュービクルを取り替えてしまって、体育館でもし容量が足りなくなるということもあるのかもしれませんけれども、それはそのときの話ということなのでしょうか。

○議長（木下　敏）　教育監兼教育総務課長。

○教育監兼教育総務課長（磯場嘉和）　体育館のみならず音楽室ですとか特別教室等もございますので、それはそのときに検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほかに質疑ございますか。

川村主税議員。

○１３番（川村主税）　議案関係資料１５ページの資料１１の入札の関係なのですけれども、入札結果を見ると、中・松田・ワタナベ特定建設共同企業体、１社というのか、１企業体しか載っていないのですけれども、最初からここしかないという部分で進めていたのか、それとも、途中から辞退したのか、その辺の経緯をまず教えてください、それが１点。

あと、今回このような地域限定型一般競争入札というのは、たしか七飯町内に本店がある、または営業所、七飯支店というのかな、そういうところが多分参加できると思うのですけれども、ほかにこの金額に対して参加できる企業がちゃんといたのかどうか、その辺も含めて教えてください。

○議長（木下　敏）　教育監兼教育総務課長。

○教育監兼教育総務課長（磯場嘉和）　それでは、お答えしてまいりたいと思います。

まず、今回の入札については、地域限定型一般競争入札ということで広く公募してございますので、ここのほかにどこかが手を挙げて辞退したということではございません。

次に、地域限定型一般競争入札ということでございますので、町内に本店のある会社でＡランク

という形になってございますので、共同企業体の結果Ａランクとなってございましたので、そちらのほうが参加したということでございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　川村主税議員。

○１３番（川村主税）　もう一回確認するのですけれども、この金額に対して請負工事が取れる業者というのは、きちんといた上で、なおかつこの入札に結果的に参加しなかったということでよろしいでしょうか、そこだけ。

○議長（木下　敏）　教育監兼教育総務課長。

○教育監兼教育総務課長（磯場嘉和）　議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（木下　敏）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第３２号大中山中学校空調設備設置電気設備工事請負契約の締結についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――

日程第２９

議案第３３号　財産の取得について

―――――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第２９　議案第３３号財産の取得についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　財産の取得について、提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、次の財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

１、取得する財産につきましては、（１）財産の名称、総合行政情報システム機器（利用事務系パソコン、利用事務系周辺機器、水道検針システム及び水道用機器等）。

（２）数量につきまして、別記総合行政情報システム機器一覧のとおり記載しております。

２、契約の方法につきまして、随意契約です。

３、取得金額につきましては、６，７８９万６，８４０円に北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額となります。

４、財産の取得先でございますが、札幌市中央区北４条西６丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合長　原田裕氏でございます。

５、北海道市町村備荒資金組合への納品業者につきましては、札幌市中央区北３条西２丁目１０番地２、株式会社エイチ・アイ・ディ、代表取締役　前澤央氏でございます。

議案関係資料１６ページ、資料１２になりますが、見積り合わせの経緯と結果を添付してございますので御参照ください。

提案説明は以上でございます。議決いただきますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第３３号財産の取得についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――

日程第３０

議案第３４号　財産の取得について

―――――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第３０　議案第３４号財産の取得についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　それでは、議案第３４号財産の取得について、提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、次のとおり財産を取得するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、１の取得する財産は、

（１）財産の名称、学習用タブレット端末。

（２）数量、２，１９７台。

２の契約の方法は、随意契約。

３の契約金額は、１億２，４９４万３，３９０円。

４の契約の相手方は、札幌市中央区大通西１４丁目７番地、ＮＴＴ東日本株式会社、執行役員北海道事業部長　茂谷浩子氏でございます。

なお、議案関係資料１７ページに資料１３として、今回の財産の取得に係る見積り徴取の経緯と結果を添付しておりますので御参照願います。

このたびの学習用タブレット端末の更新に当たりましては、北海道公立学校情報機器整備事業費補助金の交付要件を満たすため、北海道公立学校情報機器整備事業共同調達会議が実施した競争入札の落札者より、端末を購入する必要があることから、去る３月２６日に同会議体から示された決定額により、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、ＮＴＴ東日本株式会社と随意契約を締結するものでございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第３４号財産の取得についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３１

議案第３５号　財産の処分について

○議長（木下　敏）　日程第３１　議案第３５号財産の処分についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

土木課長。

○土木課長（坂田純一）　それでは、議案第３５号財産の処分について、提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、次の財産を処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしましては、１、土地の表示。

（１）亀田郡七飯町字大川８０８番地（公衆用道路）、１，５８５．４９平方メートル。

（２）亀田郡七飯町字大川８０９番地（公衆用道路）、６４．６９平方メートル。

（３）亀田郡七飯町字大川８１０番地（雑種地）、５，９７１．３６平方メートル。

（４）亀田郡七飯町字大川８１１番地（雑種地）、１万６９７．１３平方メートル。

（５）亀田郡七飯町字大川８１２番地（雑種地）、９４．６０平方メートル。

（６）亀田郡七飯町字大川８１３番地（雑種地）、９．２８平方メートル。

２、土地の総面積、１万８，４２２．５５平方メートル。

３、契約の方法、随意契約。

４、契約金額、７５２万９，２９６円。

５、契約の相手方、国土交通省、国土交通省所管国有財産事務受託者　北海道知事。

提案理由といたしましては、当町から北海道に対して要望しております「蒜沢川通常砂防工事」の事業用地として、必要な町有地を国土交通省に売り払うものであります。

次のページをお開き願います。

位置図となります。赤く囲んでいる箇所が財産

処分対象箇所となります。

簡単ですが提案説明は以上でございます。議決いただきますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第３５号財産の処分についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

日程第３２

報告第４号　令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算不認定の議決を踏まえた措置の報告について

―――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第３２　報告第４号令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算不認定の議決を踏まえた措置の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄）　それでは、報告第４号令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算不認定の議決を踏まえた措置の報告について、当該議決を踏まえ必要な措置を講じましたので、地方自治法第２３３条第７項の規定に基づき、別紙のとおり、これを議会に報告するものでございます。

次のページをお開き願います。

報告１の決算の不認定の経緯から順に読み上げて御報告いたします。

報告１、決算の不認定の経緯。

令和７年第３回七飯町議会定例会に、「認定第１号令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について」を監査委員の意見をつけて提出し、議会の認定を求めたところ、賛成少数で否決（不認定）とされました。

報告２、不認定となった日は、令和７年第３回七飯町議会定例会の最終日に当たる令和７年９月２６日でございます。

報告３、不認定の理由については、令和７年第３回七飯町議会定例会に提出された令和６年度決算審査特別委員会報告書に、令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算を不認定とする内容が報告されておりますので、その内容を読み上げて不認定の理由といたします。

（１）社会教育施設基本構想・基本計画策定に係る費用について。

町長は令和４年度に初当選し、図書館建設・体育館建設を中心とした検討委員会を立ち上げ、町民の意見を反映すべく活動を開始しましたが、途中から体育館建設のみの建設にかじを切り、年度をまたいで最終案を町民へ提出できないままで６年度を終了しております。

町民の期待をまとめることに時間がかかる中、地域住民の意見を分断する事態を招いていることに責任を感じるべきであります。

（２）町道草刈り業務委託料について。

町民生活の安全・安心につながる道路維持に関する草刈り委託料を、作業成果の確認を実施しないまま支払い行為を行っておりました。

業務を発注し、その成果を確認することなく支払い行為を行うことは、まさにあってはならないことで、ここ数年にわたり何度も議会側から町長に対し、組織内の連携不足・職務怠慢を指摘され続けており、一向に改善の兆しが見えないことが大きな問題であります。

財政問題は今後楽観できる要素はほぼ見当たらず、予算執行に関してはしっかりとした組織管理を構築し、無駄な支払いをなくすることを議会として強く望むものであります。

次に報告４、不認定の議決を踏まえ、町が講じた措置となりますが、前記３の不認定の理由を踏まえ、町では次の措置を講じたので、順次読み上げて御報告いたします。

次のページですが、（１）の社会教育施設基本

構想・基本計画策定に係る費用については、スポーツセンターの建て替えに向けては、建設地を再選定し、議会と協議してまいりたいと存じます。

次に、（２）の町道草刈り業務委託料については、当該業務についての不適切な事務処理の指導監督責任として、令和７年１０月１日から同年１２月３１日までの間、町長の給料月額を１００分２０減額する措置を講じ、あわせて、所管する土木課の職員に対しても懲戒処分を行っております。

また、令和８年度予算からは経費の適正化を図るため、客観的な数値及び現場確認に基づく厳格な履行管理を実施してまいりたいと存じます。

以上のとおり、令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算に係る不認定の議決を踏まえ、必要と認める町が講じた措置の報告となりましたが、町ではこれらの不認定となった指摘事項にすべからく対応し、また不適切な事務については、より一層適正な事務執行に努めてまいりますので、御理解くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

―――――――――――――――――――――――――

日程第３３

報告第５号　令和７年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について

―――――――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第３３　報告第５号令和７年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　それでは、報告第５号令和７年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により御報告いたします。

２ページ目の理事会、議案第１号令和７年度事業報告についてを御覧ください。

令和７年度に実施しました事業内容について、主なものを御説明いたします。

ページをお開きいただいて、初めに３ページ、令和７年度事業実施内容でございます。

１、国際交流に関する調査及び研究並びに人材の育成事業ですが、１－１と１－２の事業を行いました。

１－１の他の国際交流施設の視察、企画運営のための調査、訪日団の再誘致のための活動は、③の公益財団法人日韓文化交流基金に対し、韓国訪問団の誘致に向けた活動を行っております。

次に、２、国際交流を促進するための各種行事、研修及び人物交流等の実施ですが、２－１から２－３までの事業を行っており、２－１の英会話教室の内容としましては、各英語能力別に英会話講座を実施しております。

次に、３、地域の国際交流団体との連携、協力及び活動の振興ですが、３－１と３－２の事業を行っており、３－２では日本国際語学アカデミー函館校の卒業旅行を支援しております。

次に、４、大沼国際セミナーハウス等の国際交流施設の広報・宣伝活動及び学会、研修会等の誘致事業ですが、４－１から４ページの４－５までの事業を行っており、４－４、音楽活動等に対する支援として、演奏会の開催などを支援しております。

次に、５、大沼国際セミナーハウス等の管理及び運営の受託、その他委託を受けて行う事業ですが、５－１と５－２の事業を行っており、５－２の空いている研修室等の利活用促進活動では、それぞれの施設を様々な活動・学習などに開放しております。

次に、５ページの６、自然観察会の実施、自然環境保護活動の指導者の育成等の自然環境保護活動の企画、実施並びに推進ですが、６－１と６－２の事業を行っており、６－２のバード・カーヴィング教室は例年開催しております。

次に、７、その他この法人の目的を達成するた

めに必要な事業ですが、７－１から７－３までの事業を行っており、７－２の賛助会員数につきましては、令和８年３月末現在で個人会員１２８名、団体会員が６０団体でございます。

次の８には、理事会、評議員会の開催実績を記載しております。

次に、６ページの令和７年度の利用状況でございます。

年間の利用件数は３０７件で、前年度に比べ５３件増、利用者総数は９，９００人で、前年度に比べ４６８人の減となっております。各月、各室ごとの詳細は資料を御覧ください。

事業報告の説明は以上でございます。

続きまして、理事会、議案第２号令和７年度決算報告についてを御覧ください。

初めに、８ページの令和７年度収支計算書について御説明いたします。

まず、収入の部でございますが、収入額を御覧いただきたいと思います。

基本財産運用が９８１万７３２円、団体及び個人会員の会費が１５８万４，０００円、自主事業が９４万９，６７６円、施設管理受託事業が３，７３１万１，０００円、施設運用事業が１００万３，０６８円、受取利息が３万８，９１８円、雑収入が１１万８，４１３円でございます。

収入の内容につきましては、備考欄を御覧いただきたいと思います。

当期収入合計が５，０８１万５，８０７円、前期繰越収支差額が８８１万６，２７６円、収入合計は５，９６３万２，０８３円でございます。

次に、９ページの支出の部でございます。

支出額の部分を御覧いただきたいと思います。

自主事業費の計が１２６万２，３７０円、施設管理受託事業費の計が３，８１２万３，５８３円、管理費の計が４３７万１，７９５円、退職給与引当金が８６万７，０００円。

以上の支出額の合計が４，４６２万４，７４８円となり、当期収支差額が６１９万１，０５９円、次期繰越収支差額は１，５００万７，３３５円でございます。

次に、１０ページの令和７年度正味財産増減計算書でございます。

当年度を御覧ください。

ローマ数字Ⅰの一般正味財産増減の部の一番下のⅠの一般正味財産期末残高が１，５０４万５，３４８円、Ⅱの指定正味財産増減の部、これは基本財産に当たりますが、指定正味財産期末残高として３億６，３８１万円、Ⅲの正味財産期末残高の部、Ｌの正味財産期末残高が３億７，８８５万５，３４８円でございます。

次に、１１ページの令和７年度貸借対照表でございます。

当年度を御覧ください。

ローマ数字Ⅰの資産の部、Ａの流動資産合計額、Ｂの基本財産合計額、Ｃの特定資産合計額、Ｄのその他固定資産合計額を合わせたＦの資産合計額は３億９，６５５万８，８２５円でございます。

次に、Ⅱの負債の部で、Ｇの流動負債合計２６万７，０４７円とＨの固定負債合計１，７４３万６，４３０円を合わせたⅠの負債合計は１，７７０万３，４７７円でございます。

次に、Ⅲの正味財産の部で、Ｊの指定正味財産３億６，３８１万円とＫの一般正味財産１，５０４万５，３４８円を合わせたＬの正味財産合計は３億７，８８５万５，３４８円となり、Ｍの負債及び正味財産合計は３億９，６５５万８，８２５円でございます。

次に、１２ページの令和７年度財産目録でございますが、貸借対象表の科目別内訳となっておりますので、御覧いただきたいと思います。

次に、１３ページの令和７年度計算書類に対する注記でございますが、１の重要な会計方針として、引当金の計上基準につきましては、期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上しております。

また、資金の範囲につきましては、現金、預貯金、預り金を含めております。

２の基本財産の増減及び残高ですが、当期末残高は３億８，１２４万６，４３０円でございます。

３の次期繰越金収支差額につきましては、前期末残高が８８１万６，２７６円、当期末残高が１，５００万７，３３５円となっております。

次に、４の収支計算書の流用ですが、記載のと

おりでございます。

５の固定資産の取得価格、減価償却累計及び当期残高ですが、取得価格が３６万４，１００円、当期償却額が３万８，０１２円、当期末残高は３万８，０１３円でございます。

最後になりますが、１４ページと１５ページが監査結果となっております。

報告第５号令和７年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告については、以上でございます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

暫時休憩いたします。

午後　４時４５分　休憩

―――――――――――――――

午後　４時５１分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

会議規則第８条第２項の規定により、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後５時５分再開いたします。

午後　４時５１分　休憩

―――――――――――――――

午後　５時０３分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

―――――――――――――――――――――

日程第３４

報告第６号　令和７年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について

―――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第３４　報告第６号令和７年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄）　それでは、報告第６号令和７年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和７年度七飯町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の金額のうち、翌年度に繰り越した額を地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり、これを議会に報告するものでございます。

次のページでございます。

令和７年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回報告する繰越計算書については、令和７年度の予算において、年度内にその支出が終わらない見込みのある経費について、繰越明許費を設定し、事業の進捗等により、翌年度、令和８年度へ繰り越す額が確定したことから、繰越計算書として報告するものでございます。

繰越明許費として設定した事業は、全部で１２事業となりますが、初めに、番号１の２款総務費、まちづくり政策事業（補正予算分）については、国からの補正予算による令和８年度予定事業費を前倒しで実施するもので、翌年度繰越額は１，３９８万２，０００円。

次に、番号２から次のページの番号６までは、国の令和７年度補正予算により、令和８年１月から実施している物価高騰及び物価高対応に要する事業費で、翌年度繰越額の合計は９，８０８万５，０００円。

次に、番号７及び番号８の８款土木費関係は、峠下４号線に係る整備事業費で、翌年度繰越額の合計は１億２，１２１万７，０００円。

次に、番号９から次のページの番号１２までは、国の令和７年度補正予算において、令和８年度実施または実施予定の大規模改造事業が国の補助採択を受け繰越事業として実施するもので、４事業の合計で１億５，５１３万１，０００円となります。

最後に繰越明許費繰越事業の総額となりますが、全１２事業の合計で３億８，８４１万５，０００円を令和８年度の一般会計へ繰り越し、この事業に充てる財源として、国庫支出金が１億８，８

４９万５，０００円、地方債で１億８，３３０万円、一般財源の総額で１，６６２万円を繰越明許費繰越金として翌年度に繰り越すものでございます。

なお、設定金額の４億８，８３６万４，０００円と、翌年度繰越額の合計との差額は、事業の進捗または予算の精査による減額分となりますので、御理解願います。

以上で、令和７年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

―――――――――――――――――――――――――

日程第３５

報告第７号　令和７年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書について

―――――――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第３５　報告第７号令和７年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（庭田昌輝）　それでは、報告第７号令和７年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

地方公営企業法第２６条第３項の規定により、令和７年度七飯町下水道事業会計のうち、令和８年度に繰り越した額を議会に報告するものでございます。

次のページを御覧願います。

七飯町公営企業管理者より七飯町長へ、七飯町下水道事業会計建設改良費のうち翌年度へ繰り越した額について、令和８年５月２９日に報告済みでございます。

次のページ、Ａ４横の資料を御覧願います。

地方公営企業法施行令第２６条第１項の規定に基づく令和７年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

令和７年度予算の建設改良費について、その一部を令和８年度に通常繰越しをし、予算執行する金額の計算書となります。

内容としましては、１款資本的支出１項建設改良費の流域下水道整備事業負担金で、北海道が事業を実施する函館湾流域下水道整備事業の繰越しに伴う七飯町負担分の負担金支出のための予算の繰越しとなっており、令和８年度へと繰り越す金額は２６８万７，５００円となります。

なお、補足となりますが、繰越しを行う理由につきましては、事業主体の北海道より、函館湾流域下水道整備事業の一部において、国庫補助の確定に伴う事業計画の再検討を実施したためとの報告を受けております。

以上、報告第７号令和７年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

―――――――――――――――――――――――――

日程第３６

議案第３６号　令和８年度七飯町一般会計補正予算（第３号）

日程第３７

議案第３７号　令和８年度七飯町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第３８

議案第３８号　令和８年度七飯町下水道事業会計補正予算（第１号）

―――――――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第３６　議案第３６号令和８年度七飯町一般会計補正予算（第３号）、日程第３７　議案第３７号令和８年度七飯町水道事業会計補正予算（第１号）、日程第３８　議案第３８号令和８年度七飯町下水道事業会計補正予算（第１号）、以上３件を一括して議題といたします。

なお、この後、令和８年度予算審査特別委員会

の設置が予定されていることから、詳細な提案説明及び質疑は省略し、議案第３６号から議案第３８号までの３件についての総括説明と総括質疑にとどめますことを御承知願います。

それでは、一括して提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄）　それでは、議案第３６号から第３８号までの令和８年度七飯町一般会計補正予算（第３号）及び七飯町公営企業会計の補正予算の総括について、別にお配りしております令和８年度政策編成後予算説明資料を基に提案説明申し上げます。

議会資料のフォルダに保存されたファイルをお開き願います。

このたびの補正予算は、杉原町政２期目の初年度として、公共施設の長寿命化改修などの政策的経費を予算に編成したほか、１期目からの継続事業、国及び北海道の交付金を活用した施設整備補助事業などを含め、政策予算として編成したものでございます。

最初に１ページ目でございます。

こちらの表は、今回提案します政策的経費等を含む６月補正額は表中のＢ欄、６月補正後の現計予算額のＣ欄、前年同期の予算額と比較可能にした令和７年度６月補正後の予算額Ｄ欄を表示した七飯町全体の予算に当たる一般会計及び３特別会計並びに２企業会計の予算等の状況でございます。

今回提案します政策的経費等を含む６月補正額Ｂ欄の金額は、一般会計で９億４０３万１，０００円を追加し、補正後の予算額を１３８億１，５３３万７，０００円とするもので、前年度との比較では１３億１，８１０万３，０００円の増、率で１０．５％の増加となります。

次に、特別会計の国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険については、６月補正額はなく、一般会計、特別会計の補正後の予算額は、合計２０６億３，２８３万７，０００円で、前年度と比較して１４億６，１００万１，０００円の増、率で７．６％の増加となります。

次に公営企業会計ですが、一つ目の水道事業会計は、収益的支出に２４万４，０００円、資本的収入に１億５，２２０万円、資本的支出に１億５，２６２万円をそれぞれ追加し、補正後の予算額を、収益的支出については５億５，２０９万４，０００円、資本的収入は５億１，０４３万円、資本的支出で７億５０９万５，０００円とするものです。

次に二つ目の下水道事業会計は、収益的支出に１３万５，０００円、資本的収入に３４７万６，０００円、資本的支出に９１８万５，０００円をそれぞれ追加し、補正後の予算額を、収益的支出については８億２，０４４万５，０００円、資本的収入は４億３，２０３万４，０００円、資本的支出で６億２，７４４万３，０００円とするものですが、水道事業会計、下水道事業会計ともに、前年度との比較については資料に記載のとおりでございます。

次に２ページでございます。

各グラフの説明となりますが、①は一般会計予算額及び決算額の推移で、令和４年度から令和８年度までの状況をグラフと表で示してございます。

次に、②は令和８年度各会計政策編成後予算額の構成割合を円グラフで表したので、七飯町の各会計を集計した予算総額２３３億３，７９１万４，０００円に対して、一般会計の割合が５９．２％となっております。

また、下段の③は一般会計予算の歳入財源構成費、④は歳出目的別構成費、⑤は歳出性質別構成費を円グラフで表したものでございます。

次に、３ページでございます。

令和８年度一般会計政策予算編成後の歳入歳出の状況でございます。

（１）の歳入でございますが、今回提案します６月補正額Ｂ欄の歳入の内容について簡単に御説明いたします。

１４款、国庫支出金は１億９，２１５万６，０００円の追加で、主に民間事業者による本町学童保育施設の新築整備に６，０９６万９，０００円、継続事業として実施する町営住宅の長寿命化改修事業に６，０３３万４，０００円、同じく道路等整備事業に４，５６６万６，０００円などの追加が主な

内容でございます。

次に１５款道支出金は１億８，８０３万６，０００円の追加で、主に農林水産業費の農業支援対策事業、町有林資源循環保育事業などに１億６，６３９万７，０００円、継続事業として実施するあかまつ公園の大型遊具設置に１，５００万円などの追加が主な内容でございます。

次に１６款財産収入は、町有林の間伐材売払収入で７８４万８，０００円を追加。

１８款繰入金は、今回提案します６月補正額の財源調整分として、財政調整基金からは７，１００万円、活力のあるまちづくり推進基金など特定目的基金から５，１７６万２，０００円を繰り入れ、総額１億２，２７６万２，０００円を追加いたします。

次に１９款繰越金は、端数調整分として２１１万２，０００円を追加。

２０款諸収入は、スポーツセンターの屋内運動用器具の購入助成に１７０万４，０００円、戸籍附票システムの標準化への移行に３７８万４，０００円などを追加し、総額６１１万８，０００円を追加いたします。

最後に２１款町債は、道路及び河川等の整備に充当する土木債をはじめ役場庁舎の長寿命化改修、廃棄物処理施設及び再生利用中間処理施設の設備更新や機械の更新などで、総額３億８，５００万円を追加するものでございます。

続いて（２）の歳出でございますが、同じく今回提案します６月補正額Ｂ欄の歳出の内容について、簡単に御説明いたします。

２款総務費は、令和８年度から役場庁舎を計画的に修繕する長寿命化改修事業や、公共施設の再編により解体を進める旧本町地域センターの除却事業、引き続き戸籍附票システムの標準化や総合行政システムの電算改修費など、９事業の予算科目に総額で５，７４１万４，０００円を追加。

３款民生費は、主に本町学童保育施設の新築整備、就労継続支援施設の民営化に向けた公募型プロポーザルの実施に係る事務費など、４事業の予算科目に総額で７，６１３万１，０００円を追加。

４款衛生費は、帯状疱疹ワクチン接種の対象者を拡大する任意接種事業の実施や、国の循環型社会形成推進交付金を活用して施設整備を図る新リサイクルセンターの整備計画基本構想等の策定事務費など、４事業の予算科目に総額で４，３７１万４，０００円を追加。

６款農林水産業費は、次世代を担う農業者の経営発展、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善、地域の畜産クラスター計画に基づき畜産酪農経営の収益性を向上させる事業など、これらの農業者に対しての支援対策事業や町有林の資源循環保育事業など、３事業の予算科目に総額で１億９，４３５万９，０００円を追加。

７款商工費は、大沼地区において観光閑散期となる冬期間の宿泊需要を喚起する事業や、道の駅ななえ・ななえの深井戸ポンプ保全交換事業など、２事業の予算科目に総額で７５６万３，０００円を追加。

８款土木費は、インフラ施設の改良整備等を中心に道路橋りょう新設改良事業に１億７，５８０万円、河川改良事業に６，３００万円、町営住宅の長寿命化改修事業に１億２，６２９万８，０００円など、９事業の予算科目に総額で４億７，２９１万６，０００円を追加。

最後に１０款教育費は、各小中学校の校舎等営繕事業として、藤城小学校グラウンドの外構整備工事やキュービクル改修工事、地域の集会施設として利用される町内会館の施設改修補助金のほか、スポーツセンターの屋内運動用器具の更新など、１０事業の予算科目に総額で５，１９３万４，０００円を追加するものでございます。

次に４ページと５ページでございます。

こちらの表は、一般会計政策編成後予算額の歳入歳出を性質別収入及び性質別経費に振り分けた表となり、４ページの歳入は、科目ごとに歳出予算に充当された収入が臨時的なものであるか、または経常的なものであるかに振り分け、さらにその財源が特定財源として歳出経費に充当された収入であるか、または一般財源等であるかを見ることができる表となります。

令和８年度の経常一般財源等が７８億３，２７０万９，０００円で、参考までに前年度当初予算と比較して３億３，５６１万３，０００円の増となっております。

次に５ページの歳出は、歳出予算を性質別経費に振り分けた表となり、主要な経費の項目として、義務的経費である１の人件費は１９億４，９６７万９，０００円で、前年度と比較して３，６４５万７，０００円の増、４の扶助費は３２億１３０万２，０００円で、前年度と比較して５，９７６万４，０００円の増、６の公債費は１２億１，２２１万５，０００円で、前年度と比較して１，１９５万７，０００円の減で、義務的経費の総額では、前年度と比較して８，４２６万４，０００円の増となっており、増加の要因は扶助費の増となります。

また、１１の投資的経費ですが１６億９６４万５，０００円で、前年度と比較して７億７，２２７万９，０００円の増となっており、この結果、令和８年度政策編成後予算額の経常収支比率は９１．９％となり、前年度の９３．７％と比較して１．８ポイント低下、経常収支比率は改善されている状況で、今後の財政運営において、経常収支比率が悪化しないよう予算の執行管理に努めてまいりたいと考えております。

次に６ページから７ページでございますが、こちらの表は一般会計歳出予算の性質別経費のうち、投資的経費に該当する事業予算について表にまとめたものでございます。

令和８年度の投資的経費のうち政策予算に計上した主な事業または工事費については、総務費では、役場庁舎長寿命化改修実施設計委託料１，６８１万９，０００円などを投資的経費に計上し、民生費では、放課後児童施設整備費補助金７，４２４万７，０００円。衛生費では、新リサイクル施設の基本構想策定経費に４０６万円、クリーンセンターの設備等更新工事１，６１３万７，０００円などを計上。農林水産業費では、町有林管理等委託料２，２２２万円。土木費では、河川しゅんせつ・河川改良工事６，３００万円、あかまつ公園の大型遊具新設工事３，０００万円、町営住宅３団地の長寿命化改修事業１億２，６２９万８，０００円などを計上しており、教育費では、藤城小学校グラウンドの外構整備工事２，４３１万円などを投資的経費に計上してございます。

続いて、８ページから９ページでございますが、こちらの表も一般会計歳出予算の性質別経費のうち、補助費と補助金に該当する事業予算について表にまとめたものでございます。

補助金の内容につきましては、この資料に記載のとおりでございますので、説明については省略させていただき、後ほど御確認いただければと思います。

次に、１０ページは、一般会計歳出予算の性質別経費のうち（１）に義務的経費である扶助費の状況と、（２）に各特別会計等へ負担する繰出金の状況をまとめたもので、令和７年度当初予算額との比較をしてございます。

次に、１１ページは、一般会計が発行する町債の状況となりますが、令和８年度の政策予算編成後の町債発行額については、Ｅ欄に記載のある合計額で、前年度からの繰越明許事業分を含む８億４００万円を予定しており、また、当年度の元金償還金として、Ｆ欄の合計で１１億４０１万７，０００円を計上してございます。

この結果、令和８年度末の町債現在高は、前年度見込額のＤ欄と比較して３億１万７，０００円減少し、１１６億８，７５９万１，０００円と見込んでいるところでございます。

次に１２ページは、一般会計が管理する基金の積立金及び繰入金の状況を表した表で、令和６年度末の基金現在高、令和７年度及び令和８年度の移動額並びに年度末現在高の状況を記載してございます。

令和８年度政策予算編成後の基金繰入金は、この表の右側、令和８年度移動予定額の歳入繰入予算額に記載してございますが、各種施策の推進のため、特定目的基金から１億３，２６１万９，０００円を繰り入れるほか、財政調整基金から１億７，７９３万円の繰入れを予定しているところでございます。

次に１３ページは、一般会計の令和４年度から令和６年度までの決算額、令和７年度は最終予算額、令和８年度は政策予算編成後の各数値を比較できるように記載したもので、この後の予算審議の参考にしていただければと思います。

最後に１４ページは、同じく令和４年度から令和８年度までの財政指標等の各数値を比較できる

ように記載してございますので、同様に後ほど御確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、令和８年度政策編成後予算資料の総括説明とさせていただきます。

○議長（木下　敏）　これより、議案第３６号から議案第３８号までの３件について、一括して質疑を許しますが、詳細な項目の質疑については、先ほども申し上げましたが、この後、令和８年度予算審査特別委員会の設置が予定されていることから、質疑は政策に関わる基本姿勢や財政に関わる総括的な事項といたします。

これより質疑を許します。

中川友規議員。

○９番（中川友規）　総体的なことだけ聞きたいのですけれども、先ほど私、一般質問させていただいた中で、財政状況が非常に今、クリーンおしまの関係で大変な状況になってきているということもありました。その中で、今回、政策予算ということで９億４００万円くらいの予算ということですけれども、この予算は予算で委員会でしっかり協議して審議していきたいとは思いますけれども、町として、今回の政策予算について、財政状況だとか、また事業の状況を見ながら慎重に執行していくという考えでよろしいのかどうか、そこだけ一点御確認したいと思います。

○議長（木下　敏）　行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄）　今回、政策編成予算に上げました補正予算につきましては、こちらは町長が選挙に当選後、４月からゴールデンウイーク明けぐらいまでに取りまとめた政策予算編成なものでございますから、今後の状況において、今回、クリーンおしまの火災の問題が発生しましたので、これらについても十分配慮して、今後この予算から、例えば減額できるもの、もしくは予算について、例えば総体の予算につきましても節減を図りながらやれるものなど、慎重に見極めながら対応していきたいというふうに考えております。

また、先ほどの一般質問でもお答えしましたように、令和８年度予算編成は、内部調整もしくは関係機関との協議によりまして、既に決定された各種の交付金だとか、そういうものがございますので、令和９年度に向けての予算編成につきましては、全ての総体の予算について精査しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております議案第３６号令和８年度七飯町一般会計補正予算（第３号）、議案第３７号令和８年度七飯町水道事業会計補正予算（第１号）、議案第３８号令和８年度七飯町下水道事業会計補正予算（第１号）、以上３件について慎重審議の必要性があると認められることから、議長を除く全員の議員で構成する令和８年度予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま一括議題となっております議案第３６号、議案第３７号及び議案第３８号の案件については、議長を除く全員で構成する令和８年度予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

直ちに委員会を開き、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

午後　５時２９分　休憩

―――――――――――――――――――――

午後　５時４１分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

ただいま令和８年度予算審査特別委員会から、委員長に中川友規議員、副委員長に田村敏郎議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。

副委員長も一緒にお願いいたします。

○令和８年度予算審査特別委員長（中川友規）

ただいま予算審査特別委員会委員長に御指名をいただきました中川友規です。隣が副委員長の田村敏郎議員です。

政策予算ということで金額は９億円少しということですけれども、しっかりと皆様と慎重審議をして進めていきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（木下　敏）　就任の挨拶を終わります。

休　会　の　議　決

○議長（木下　敏）　お諮りいたします。

令和８年度予算審査特別委員会の審査のため、６月２３日から６月３０日までは休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、６月２３日から６月３０日までは休会とすることに決定いたしました。

散　会　宣　告

○議長（木下　敏）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後　５時４２分　散会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員